

インドネシア共和国
インドネシア投資調整庁

インドネシア国投資政策改善調査
最終報告書
(要約)

平成19年1月
(2007年)

独立行政法人 国際協力機構 (JICA)

委託先
ユニコ インターナショナル株式会社

経 済
JR
07-006

目次

第一章 調査全体の概要

1.1	インドネシアの社会経済状況と調査の背景.....	S1 - 1
1.2	インドネシアのマクロ経済.....	S1 - 3
1.2.1	GDP.....	S1 - 3
1.2.2	労働と就業.....	S1 - 4
1.2.3	輸出入の推移.....	S1 - 6
1.2.4	投資.....	S1 - 7
1.3	調査の目的.....	S1 - 10

第2章 調査結果

2.1	調査の概要.....	S2 - 1
2.1.1	投資環境の考え方.....	S2 - 1
2.1.2	各投資のステージ.....	S2 - 2
2.1.3	投資振興戦略の策定と投資振興に関する現状と提言の方針.....	S2 - 7
2.1.4	投資手続きの現状と考え方.....	S2 - 11
2.1.5	税・通関制度に関する現状と提言の方針.....	S2 - 18
2.1.6	労働関連投資環境の現状と提言の方針.....	S2 - 25

第3章 提言案の要約

3.1	戦略毎のプロジェクト・アクションプラン.....	S3 - 1
3.1.1	戦略1：投資振興政策の強化と法的根拠の整備.....	S3 - 1
3.1.2	戦略2：ビジネス環境の効率化.....	S3 - 2
3.1.3	戦略3：良好なビジネス環境の提供.....	S3 - 2

第4章 投資環境比較調査の要約.....S4 - 1

表

表1-1	中期開発計画の数値目標.....	1 - 2
表1-2	外国直接投資の推移	1 - 9
表3.1	改善のプロジェクト・アクションプラン.....	3 - 1

図

図1-1	現政権への国民の信頼度.....	1 - 2
図1-2	GDP成長（YoY）	1 - 4
図1-3	失業率の推移	1 - 5
図1-4	人口増加の推移	1 - 5
図1-5	人口増加率の推移	1 - 6
図1-6	輸出成長率の推移	1 - 7
図1-7	輸出のGDP割合	1 - 7
図1-8	内国投資額の推移	1 - 8
図1-9	国内投資プロジェクト（件数）の推移.....	1 - 8
図2-1	投資環境の構造	2 - 2
図2-2	投資戦略策定の考え方とキープレーヤー.....	2 - 3
図2-3	優先セクター選定の概念フロー.....	2 - 4
図2-4	投資開始（starting business）段階の検討要素	2 - 4
図2-5	事業実施段階における投資環境の概略.....	2 - 5
図2-6	振興戦略選定までのフローまとめ.....	2 - 6

第 1 章 調査全体の概要

第 1 章 調査全体の概要

1.1 インドネシアの社会経済状況と調査の背景

2004 年末時点におけるインドネシアの失業率は 9.86%であった。政府は高い失業率の低減を政策の柱とする一方で、失業率の改善には高い経済成長が必要となることから現政権での平均経済成長率達成目標を 7.5%に設定した。この目標値の前提は、「1%の GDP 成長で約 40 万人の雇用が確保できる」とのシミュレーションに基づくものである。

2004 年秋にユドヨノ新政権が誕生する直前数年間の経済成長率は 4%程度であり、失業率緩和のレベルには達していなかった。このため政府は投資政策改善による効果で外国投資を 10%以上増加させこれを経済発展の起爆剤にしようと計画したのである。本政権下における国家開発戦略の基本となるのが「中期国家開発計画 2004-2009 : Mind-term Development Plan 2004 -2009」である。この中ではより一層具体的な投資環境改善に関わる活動方針を述べており、主なものは次の通りである。

- ◆ 投資分野の法規制完備
- ◆ 投資サービス手続きの簡素化
- ◆ 魅力的投資インセンティブ供与
- ◆ 中央と地方の投資立案統合化
- ◆ 国内・外国投資実施のモニタリング、評価、監督
- ◆ 中央・地方における投資情報システムの開発
- ◆ 中央・地方における投資組織強化
- ◆ 国内外の投資政策の検証

本 5 カ年計画における投資目標以外の項目は単に到達目標値を示しているだけだが、投資戦略に付いては、「投資の拡大を通じて GDP の成長を促す」という具体的な方法を示唆しており『直接投資』の拡大に向けての明確な意識が表現されていると考えられる。2004 年の GDP 寄与率は 16.7%に過ぎないが、1997 年実績では 29.6%を占めており決して目標とする寄与率 (30%)が非現実的な数値ではないことの根拠となっている。5 カ年開発計画の量的目標を簡単に要約すると次のようになる。

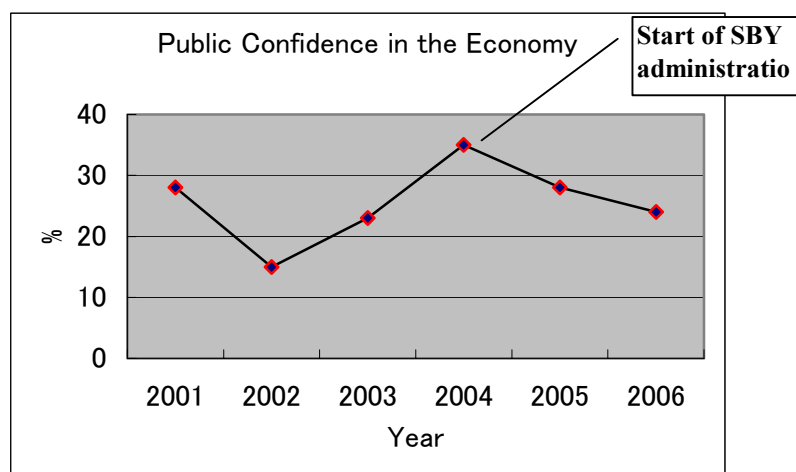
表 1-1 中期開発計画の数値目標

経済指標	基準年の数値	目標値(2009年)
GDPの実質成長率	4.8%(2004年)	7.6%
完全失業率	10.1%(2004年)	5.1%
貧困人口比率	17.54%(2004年)	8.2%
一人当たり所得	968 米ドル	1,731 米ドル
輸出成長率	968 米ドル	10.1%
投資の GDP 寄与率	16.7%(2005年)	30%

【現政権に対する国民の評価】

共和国のニュースメディアで実施された世論調査では、インドネシア国民の 70%以上はユドヨノ政権の民主主義に満足しているものの、経済に関しては不満を抱えているようである。この調査はインドネシア国内の調査機関による「国民の信頼」と題するものである。これによると、2004年当初の 35%をピークに満足度は低下の傾向にある。

図 1-1 現政権への国民の信頼度



Source: The Indonesian Survey Institute (LSI),
(based on a survey of 1,400 respondents)

この調査結果からは、更にインドネシア国民が現政権の経済政策の実践に失望していると受け取ることができる。

1.2 インドネシアのマクロ経済

現政権の経済政策の背景にあるインドネシアのマクロ経済について概観する。

1.2.1 GDP

インドネシアの経済は 1980 年から 1990 年代にかけて着実に成長した。この成長はもっぱら原油、鉱物及び農産物など天然資源の直接輸出によるものであった。1985 年から 95 年の 10 年間に GDP が 95% も成長し、その間のインフレ増加率は 10% であった。この期間にインドネシアの産業セクターは大きな変化を遂げ、農業分やの割合が 7% に減少し GDP の 17% となった。そして、製造業は 1980 年の GDP 比 13% から 1995 年の 26% へと大きく増加した。

政府は、インドネシア経済は着実に成長していくものと予想していた。しかし、予測に反し 2000 年までの同国経済は苦しいものとなった。

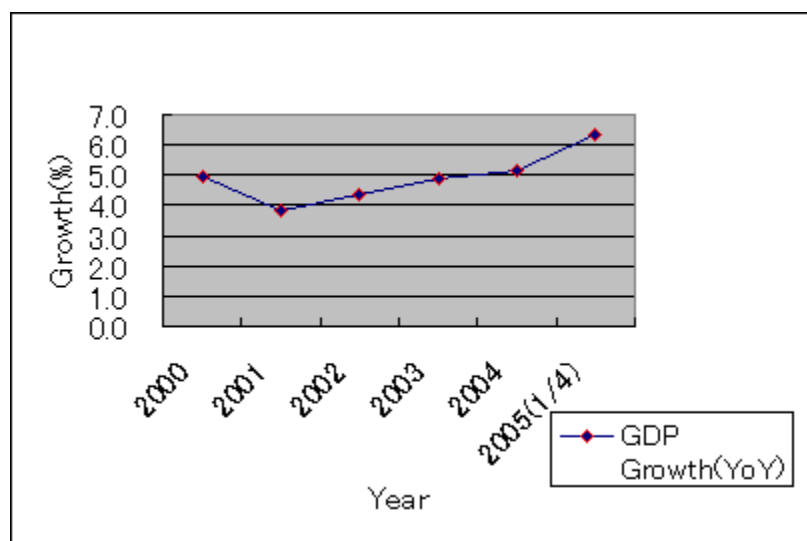
1997 年の中旬にアジア通貨危機が発生し、その結果投資家は負債に苦しみ自信を喪失した。経済危機がインドネシアに波及した時インドネシアの通貨は底となり、政府や銀行、ビジネス界は自らの外貨による負債の返済能力に危機感を募らせた。通貨危機は、政府が IMF 条件を順守できずに IMF が融資の引き上げを決定した 1998 年にどん底の状態となり、GDP も前年比 13.2% の落ち込みとなった。

1997 年のアジア通貨危機以降、インドネシアの経済は低いながらも国内消費の下支えにより 4% 前後の成長を続けた。しかし、4000 万人と言われる失業者に対する雇用確保には不十分な成長率であり、インドネシアの産業界は社会経済の課題を克服しつつ経済を拡大するだけのダイナミズムを喪失した。

過去 7 年間にインドネシア共和国は労働供給条件や資源供給能力の似通った近隣競合国と比較して外国直接投資が極端に減少した。この課題を克服するために、スシロ・バンバン大統領に率いられた共和国政府は投資政策の改善が経済拡大の最大優先策であるとの基本政策を発表した。インドネシア政府は新投資法の制定、投資許認可手続きの合理化および財政的インセンティブの導入に取り組み始めた。

インドネシアの経済は比較的堅調な伸長を続けている。前政権の後半から、現政権移行後も緩い右肩上がりの GDP 成長が見られる。ユドヨノ大統領が目標に掲げた年平均 6.6% の GDP 成長率には及ばないものの、滑り出しとしては順調な数値であると捉えられる (図 1-2 参照)。

図 1-2 GDP 成長 (YoY)



Source: The Indonesian Survey Institute (LSI), based on a survey of 1,400 respondents

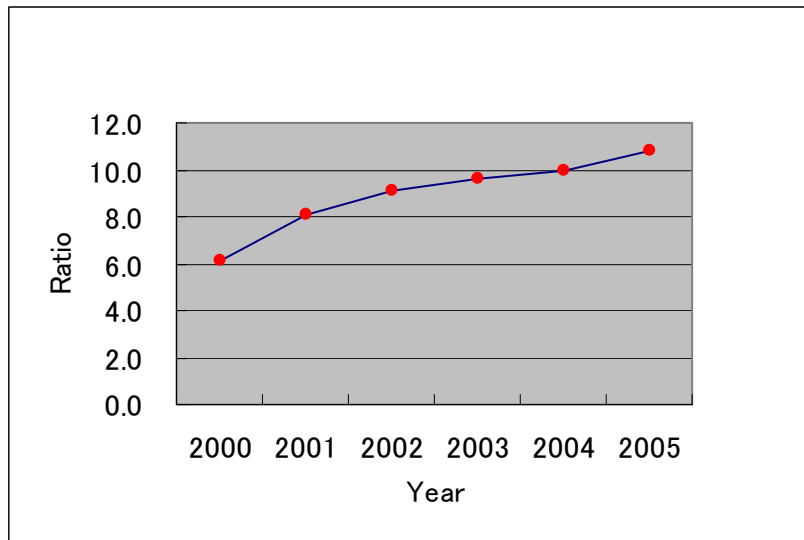
この成長は投資と輸出に支えられたものであり、BKPM の統計によると 2005 年の国内投資実績は前年比国内および外国投資ともに 90%超の成長を示している。メガワティ時代の経済成長は旺盛な国内消費がこれを支えたが、ユドヨノ政権に移行してからの動きは、まさに目標とする投資増加の貢献によるところが大きく、現政権の投資環境改善、汚職撲滅に対する努力に期待が寄せられたとの前向きな評価もある。

インドネシアへの直接投資の不振が続いていることは、取りも直さず投資環境及び投資機会に対する内外の評価が悪いことを示している。しかし、国内投資が低調期を脱していることで外資からの評価もより一層好転することが期待できる。とりわけ、国内の経済動向に敏感な中国系インドネシア人による内国投資動向が長年経済の判断材料とされているが、彼らの投資活動も活発化しているようであり、今後の経済動向に明るい兆しを感じる。

1.2.2 労働と就業

2000年から2005年までの完全失業率は増加傾向に歯止めが掛かっていない(図1-3参照)。

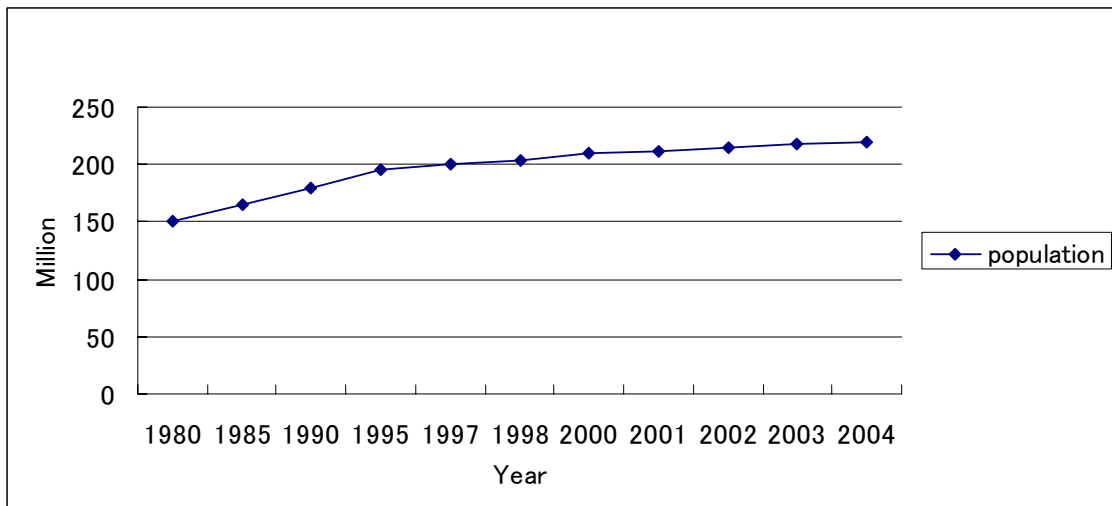
図 1-3 失業率の推移



Source: BPS Statistics Indonesia 2005, Statistical Yearbook of Indonesia, 2002, Indonesia BPS.

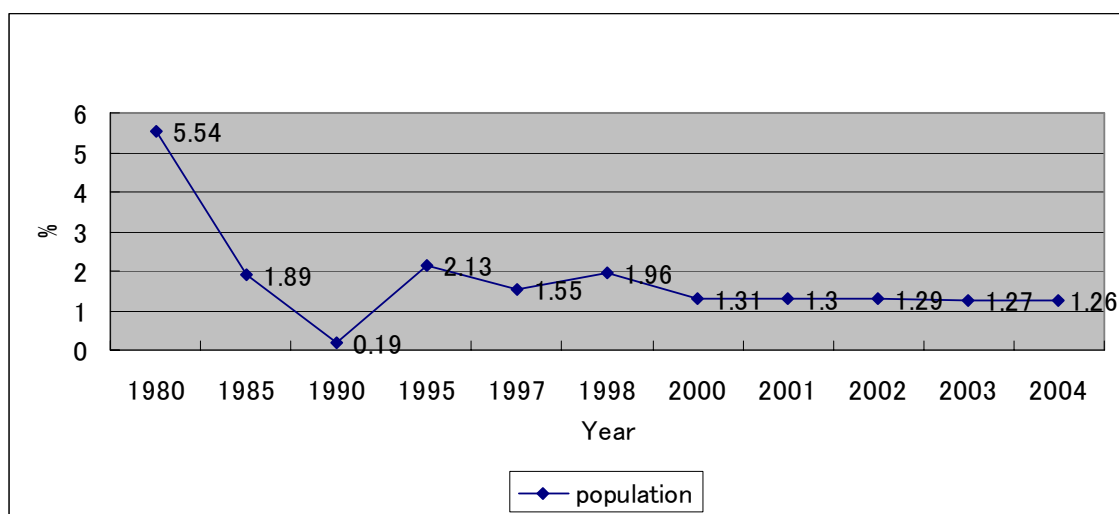
GDP の成長率は、2004 年から 2005 年にかけて大きく増加しているものの、新規の労働市場参入規模の増加に経済成長が追いついていない実態が明らかである。GDP の成長率で 5~6%だと失業率の増加に歯止めが掛かっている。

図 1-4 人口増加の推移



Source: BPS-Statistics Indonesia (2005). Statistical Yearbook of Indonesia, 2002.

図 1-5 人口増加率の推移



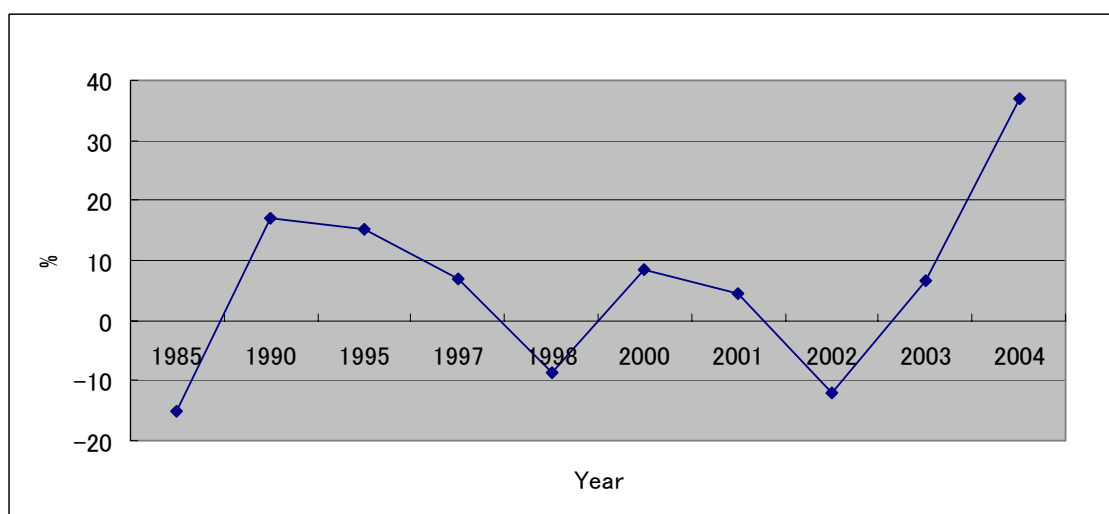
Source: BPS-Statistics Indonesia (2005). Statistical Yearbook of Indonesia, 2002.

1.2.3 輸出入の推移

図 1-6 は 1985 年から 2004 年までの輸出の対前年比推移を示している。1997 年のアジア経済危機による影響から同年と翌年は大きく輸出を減少させた。その後、ルピア安のために多少輸出回復の基調に乗りかけたが、輸入原材料のコスト増が製造コストを圧迫し 2001 年、2002 年と輸出の障害となった。

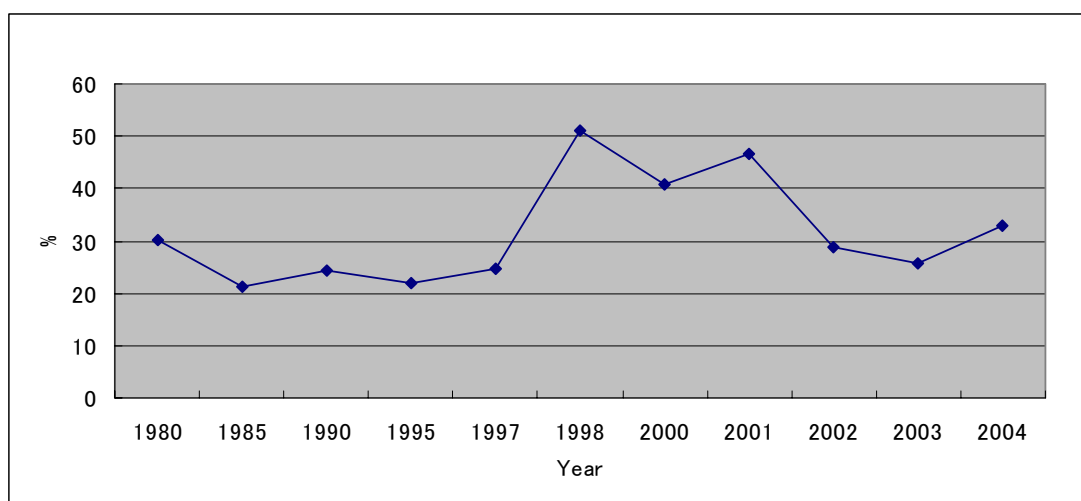
他方、GDP に占める輸出の割合（図 1-7 参照）では、経済危機による国内経済の疲弊を輸出によりどうにか支えたことが分かる。しかし、インドネシアからの輸出は、石油、天然ガスなどの資源輸出が中心で、この時も決して加工品輸出が経済を支えたのではない。加工品輸出の比率は、アセアン諸国のなかでは低く、加工品輸出比率の引き上げは、インドネシア政府の大きな課題となっている。注目すべきは、2002 年に輸出は前年を大きく減少させたが、内国消費が活発になり、経済成長の牽引車となった点である。

図 1-6 輸出成長率の推移



Source: BPS-Statistics Indonesia (2005). Statistical Yearbook of Indonesia, 2002.

図 1-7 輸出の GDP 割合



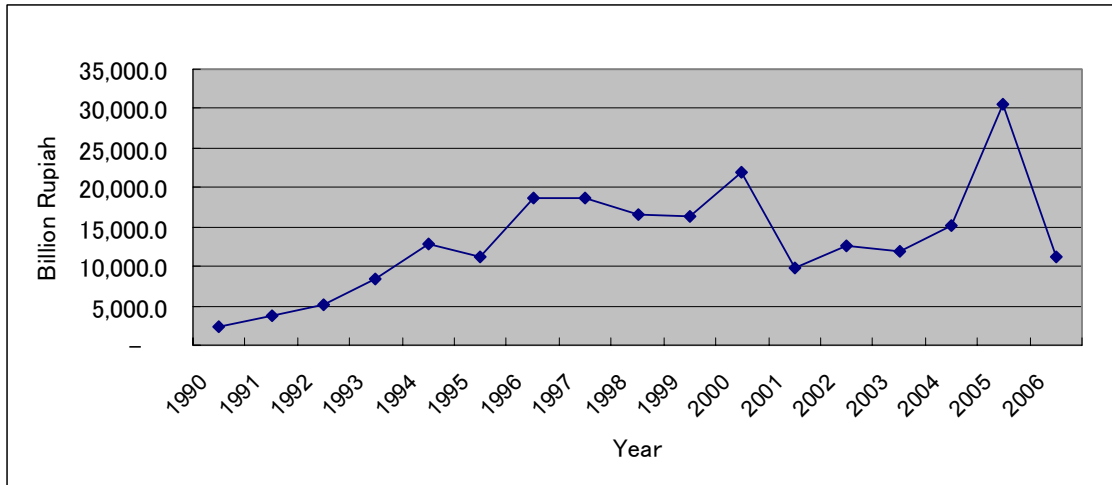
Source: BPS-Statistics Indonesia (2005). Statistical Yearbook of Indonesia, 2002.

1.2.4 投資

(1) 国内投資

国内投資は1997年の通貨危機による停滞と、2001年に落ち込みが見られるものの、2002年以降は堅調な成長を続けている。

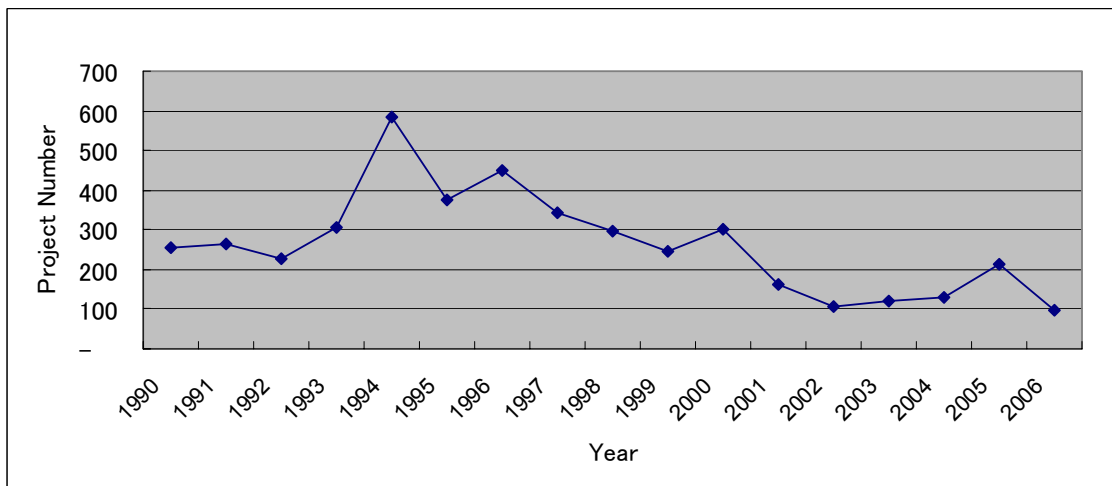
図 1-8 内国投資額の推移



Source: BKPM, 2006

図 1-9 は国内投資件数のデータである。投資件数の動きと投資金額の動きは振幅の差があるが、ほぼ一致した動きとなっている。投資件数でも僅かではあるが 2002 年からは上昇に転じていることが分かる。

図 1-9 国内投資プロジェクト（件数）の推移



Source: BKPM, 2006

(2) 外国直接投資

表 1-2 は 1997 年からの外国直接投資の推移である。投資件数及び投資額共に年によるばらつきが大きく、投資機会が回復している兆しは見えない。インドネシアは巨大な市場や、豊富な労働人口、豊かな天然資源など比較優位な投資基盤を有しながら投資に結びつける法的整備や、受け入れ態勢整備が遅れている。

表 1-2 外国直接投資の推移

NO.	Sector	1997		1998		1999		2001		2002		2003		2004		2005		2006	
		P	I	P	I	P	I	P	I	P	I	P	I	P	I	P	I	P	I
I	Primary Sector	9	31.4	25	62.5	25	126.0	23	144.7	17	102.5	22	253.4	23	308.5	45	407.8	16	289.7
1	Food Crops & Plantation	3	2.4	14	28.6	4	48.5	6	64.1	1	9.0	8	219.2	4	161.0	17	171.5	6	257.8
2	Livestock	1	1.5	2	23.2	5	35.3	3	4.3	1	8.0	1	1.1	6	20.2	3	52.8	2	11.3
3	Forestry	0	-	0	-	2	17.5	0	-	0	-	0	-	0	-	2	118.8	0	-
4	Fishery	1	1.8	5	9.4	5	11.2	7	11.0	1	1.1	2	1.0	2	5.3	7	5.8	2	13.7
5	Mining	4	25.7	4	1.3	9	13.5	7	65.3	14	84.4	11	32.1	11	122.0	16	58.9	6	6.9
II	Secondary Sector	242	2,629.8	290	4,028.5	309	5,637.0	252	2,198.5	233	1,552.2	283	1,880.4	245	2,803.3	336	3,502.1	207	2,541.1
6	Food Industry	27	196.6	24	391.8	32	310.9	22	133.1	22	219.3	27	319.2	29	574.3	46	598.8	21	175.7
7	Textile Industry	18	117.5	24	128.6	32	121.7	29	286.9	32	117.7	41	152.4	24	165.5	30	70.9	33	372.6
8	Leather Goods & Footwear Industry	13	142.3	14	38.9	9	22.5	8	21.4	6	57.4	7	5.8	6	13.2	6	47.8	10	51.5
9	Wood Industry	6	11.7	8	13.0	14	36.7	11	45.9	12	19.3	24	157.8	6	4.1	19	91.0	8	7.1
10	Paper and Printing Industry	4	10.0	7	234.6	12	72.1	12	376.5	4	26.5	7	8.4	15	414.3	6	9.9	8	438.4
11	Chemical and Pharmaceutical Industry	39	854.9	42	1,418.1	30	968.4	32	710.1	26	527.5	29	282.2	39	614.1	41	1,152.9	19	86.6
12	Rubber and Plastic Industry	29	239.3	29	504.2	32	239.3	30	103.0	19	57.7	18	99.9	16	81.0	28	398.5	19	86.5
13	Non Metallic Mineral Industry	5	42.7	17	187.7	13	100.0	3	13.2	9	54.1	4	42.9	9	107.1	11	66.2	3	78.8
14	Metal, Machinery & Electronic Industry	69	687.1	98	857.3	87	3,292.0	74	385.3	66	352.5	56	434.5	51	312.8	87	522.9	55	812.8
15	Medical Preci. & Optical Instru., Watches & Clock Industry	3	13.7	1	1.6	7	42.2	2	3.7	1	0.4	3	6.5	4	13.0	2	3.1	1	0.2
16	Motor Vehicles & Other Transport Equip. Industry	24	305.5	16	244.4	20	332.0	12	91.7	11	90.0	29	313.5	22	402.6	31	359.7	14	316.3
17	Other Industry	5	8.5	10	8.3	21	99.2	17	27.7	25	29.8	38	57.3	24	101.3	29	180.4	16	114.6
III	Tertiary Sector	80	812.2	97	774.7	170	2,466.9	179	1,166.2	192	1,435.4	265	3,316.6	276	1,489.3	528	5,004.7	264	679.2
18	Electricity, Gas & Water Supply	3	24.3	1	1.0	1	184.5	1	195.3	0	-	1	76.7	2	6.1	2	68.7	1	98.5
19	Construction	15	126.6	8	63.8	15	252.5	19	129.5	11	13.7	19	106.7	18	385.6	35	921.9	11	47.7
20	Trade & Repair	14	14.9	19	27.3	39	47.3	72	81.8	89	162.8	128	307.4	127	672.7	260	380.2	142	299.3
21	Hotel & Restaurant	4	127.2	7	121.5	12	646.8	10	35.5	12	18.2	8	80.3	8	89.5	33	180.3	19	28.5
22	Transport, Storage & Communication	11	233.4	9	10.9	20	897.7	22	190.7	28	1,166.9	35	2,667.5	27	103.8	53	2,946.8	21	21.9
23	Real Estate, Ind. Estate & Business Activities	6	261.8	10	519.3	8	119.6	6	133.9	3	15.3	3	0.7	6	35.2	5	208.3	12	140.3
24	Other Services	27	24.0	43	30.9	75	318.5	49	399.5	49	58.5	71	77.3	88	196.4	140	298.5	58	43.0
	Total	331	3,473.4	412	4,865.7	504	8,229.9	454	3,509.4	442	3,090.1	570	5,450.4	544	4,601.1	909	8,914.6	487	3,510.0

Source: BKPM

Note 1. Excluding of Oil & Gas, Banking, Non Bank Financial Institution, Insurance, Leasing, Mining in Terms of Contracts of Work, Coal Mining in Terms of Agreement of Work, Investment which licenses issued by technical/sectoral agency, Porto folio as well as Household Investment.

2. P : Total of issued Permanent Licenses

3. I : Value of Investment Realization in Million US\$.

4. Tentative data, including permanent licenses issued by BKPM until June 30, 2006.

定量的根拠は本報告書に委ねるが、主要セクターの投資動向と、外国投資全体の推移からは特にインドネシアの強みを示すセクターが読みとれない。また、2002年以降投資額は漸増傾向にはあるものの、これだけで外国投資がインドネシアへ回帰しつつあるとは言い難い。

BKPM 日本事務所のウェブサイトには雇用創出に対する期待から、自動車、エレクトロニクス、機械製造工業分野のサポーターインダストリー分野への外国投資を望んでいるとの紹介があるが、これらのセクター誘致に向けた積極的な政策は未だ展開されていない。

1.3 調査の目的

本件調査は、上記に記載したインドネシアの国家上位計画と整合性の高いテーマ（投資環境改善）に資することを目的として、同国政府の要請に基づき実施されるものであり、次のミッションが設定されている。

- (1) 周辺競合国との投資環境及び運用の比較調査を基に、インドネシアの合理的且つ現実的な投資振興政策を作成する。
- (2) インドネシアの関係者に対し、投資環境改善の政策提言内容を周知させると共に実施への機運を醸成する。
- (3) 投資政策改善の効果が高いと目される施策につき、その効果を測定するためにパイロットプロジェクトを試行する。

それぞれのミッションは、「インドネシアの投資環境改善」という到達目標に対して連関している。従って、到達目標達成のために効率の良い調査工程を策定した。この調査工程については下の「1.2 調査の概要および調査方法」で詳述する。更に、調査の到達度を高めることを目的として次の調査基本方針の下に業務を実施した。

業務実施の基本方針：

【技術面での基本方針】

- 1) 骨太で実現可能な提案を行う
- 2) 近隣諸国の比較調査は、インドネシアの投資環境改善に資するためという視点で実施する
- 3) 投資環境現状調査においては制度の運用面に特に留意する
- 4) 投資環境改善提言には制度面と実施機関（投資委員会）の二面からアプローチする
- 5) 文献調査を最大限活用する

【運営面での基本方針】

- 6) カウンターパート職員への技術移転（人材育成）を重視する
- 7) 上位計画や関連プロジェクトとの連携を重視する
- 8) 相手方関係者との緊密なコミュニケーションを図る
- 9) 調査団の効率的で柔軟なマネジメントを図る

第 2 章 調査結果

第2章 調査結果

2.1 調査の概要

インドネシア国投資政策改善調査は3つのコア業務に分かれる（セクション I、II、III）。セクション II は近隣国投資政策比較調査と投資委員会調査である。セクション III はパイロットプロジェクトの実施とデータベースの構築である。そしてセクション II と III の業務は、セクション I で作成する政策提言の根拠を示す基礎データとしての位置づけを持つ。

セクション I

投資環境現状把握及び関連機関との協議

1, 2, 3 の結果からロングリストを作成し、関係機関との協議も踏まえた上でショートリスト化し、提言案をまとめた。

セクション II

投資環境比較調査（4カ国：タイ、ベトナム、中国、フィリピン）の実施

調査結果の一部を総括表にまとめたが、各国の前提条件が異なるため（例：最低賃金を時間ベースで表現する国、月額で表現する国等）、数字だけにとらわれた場合判断を誤る恐れがある。

セクション III

パイロットプロジェクト（ウェブを通じ投資家へ情報提供サービスを実施：□インドネシアの比較優位性を用いたビジネスパフォーマンスの向上、□投資許認可の諸手続フロー、□投資関連法令のデータベース

セクション II とセクション III については、本要約の後半でその成果を纏めた。以下は、本調査の最大の目的である、投資政策改善に係わるセクション I の結果を中心に内容をまとめたものである。

2.1.1 投資環境の考え方

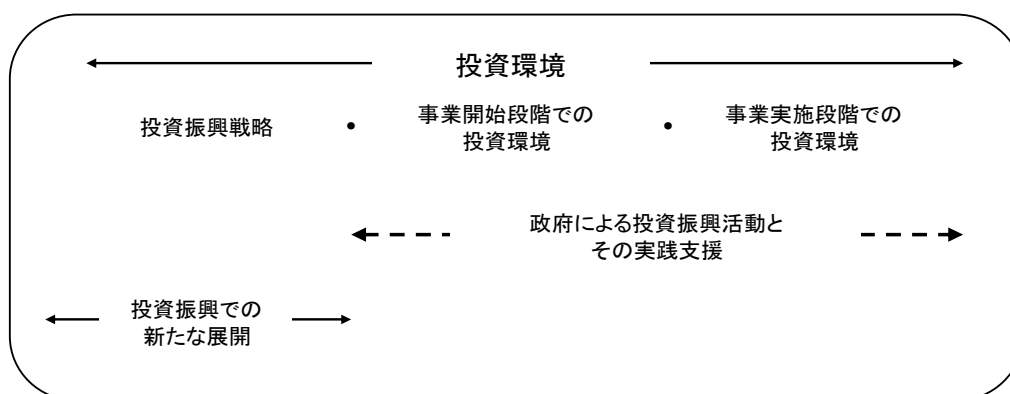
外国投資の潮流がインドネシアを迂回している理由について様々な意見や評論がなされている。そのどれもが正論である。しかし、インドネシアの投資環境の捉え方は評価をする立場によって多少異なる。例えばビジネス界は日常の企業活動で様々な障害に対処している。従って、ビジネス界からの投資環境改善案は企業収益や生産コストに直結した内容

が中心となっている。ビジネス活動上の課題が解決することは投資環境の改善を意味するが、投資環境が改善に向かってもこれが直ちに外国投資の増加に結びつくかという事はそう単純でもない。

ビジネス界からの提案により投資環境が改善しても、この成果が潜在投資家に伝えられなければ、折角の努力も外国投資の増加には結びつかない。このように外国投資を誘引するために何が必要かは、一連の投資環境に加え、関連する事項にも目を向けて議論することが必要となる。

投資振興の戦略を立てるためには次に述べる 3 ステージに分けて検討することでロジックが明確になる。先ず、『潜在投資家が投資の意志を決定する段階：投資第 1 ステージ』で、次いで『投資対象地を決定し、投資手続きと会社登記をする段階：投資第 2 ステージ』および『実際の企業活動を開始段階：第 3 ステージ』である。そのどれもが外国直接投資を振興するために重要であり、またそれぞれのステージで重要なプレーヤーが登場する。

図 2-1 投資環境の構造



2.1.2 各投資のステージ

(1) 第一ステージ

潜在投資家へ投資の意志を固めさせるために必要な要件

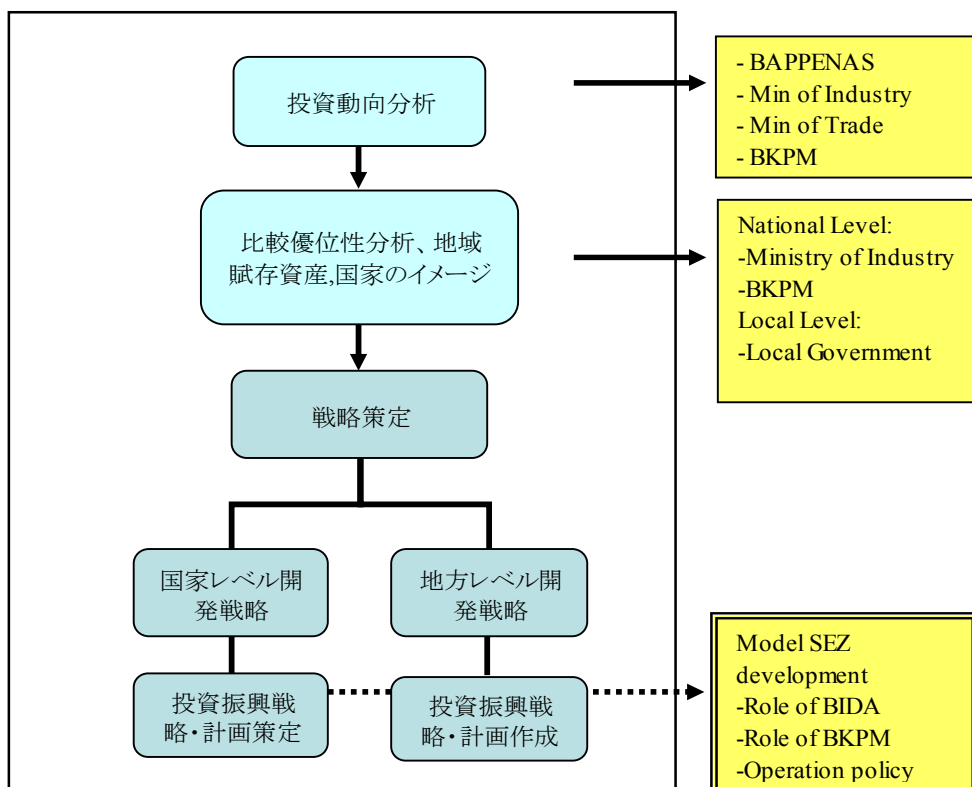
第一ステージ（投資振興活動）（Category A,B,C）

- ◆ 明確な産業政策(A)
- ◆ 産業政策と連動した魅力的な投資インセンティブ(B)
- ◆ 投資を実行するに値する比較優位な投資環境(C)
- ◆ 世界的投資動向とインドネシアの位置づけ(C)
- ◆ 過去の投資環境 (C)

注：文中の A～C はそれぞれ、BKPM で直ちに対応可能(A)、政府内での調整が前提となる (B)、政府のコントロール範囲外(C)で分類される。

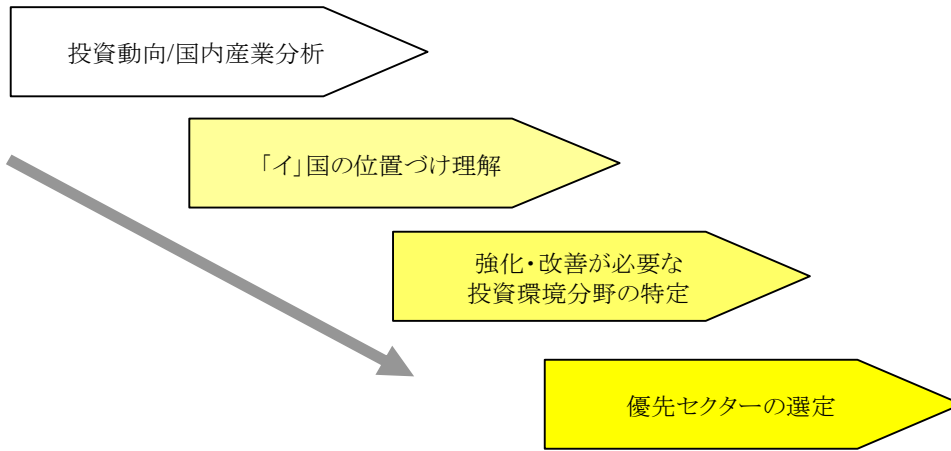
第一ステージでは、投資誘致を成功させるまたは投資誘致の戦略を策定するための出発点として、国家産業政策、貿易投資戦略、世界的投資動向の中におけるインドネシアの位置づけ、投資比較優位性等が挙げられる。

図 2-2 投資戦略策定の考え方とキープレーヤー



Source: JICA Study Team

図 2-3 優先セクター選定の概念フロー



(2) 第二ステージ

投資を始める段階の諸手続等

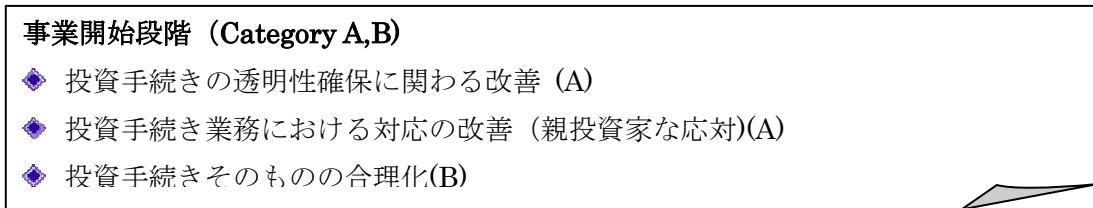
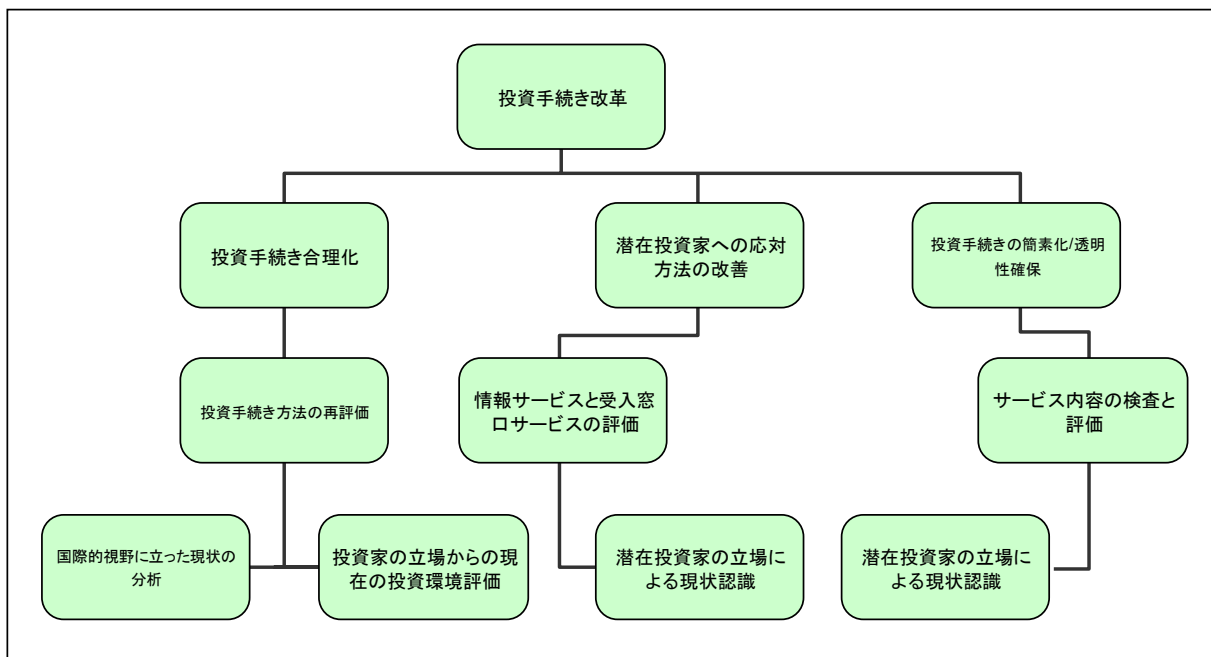


図 2-4 投資開始 (starting business) 段階の検討要素



(3) 第3ステージ

第3ステージは、実際の事業活動である。正常なビジネス環境を阻害する要因は早急に原因究明と対処が行われなければならない。さもなければ、外国投資の深刻な阻害要因となってしまう。

Third stage (doing business)(A,B)

- ◆ 正常なビジネス環境にとっての阻害要因(B)
- ◆ 現行システム・制度の透明性の欠如(A,B)
- ◆ ビジネスコストに悪影響を及ぼす通関・税制、産業連関、賃金、インフラ等の状況（ビジネスパフォーマンス状況）(B)

図 2-5 事業実施段階における投資環境の概略

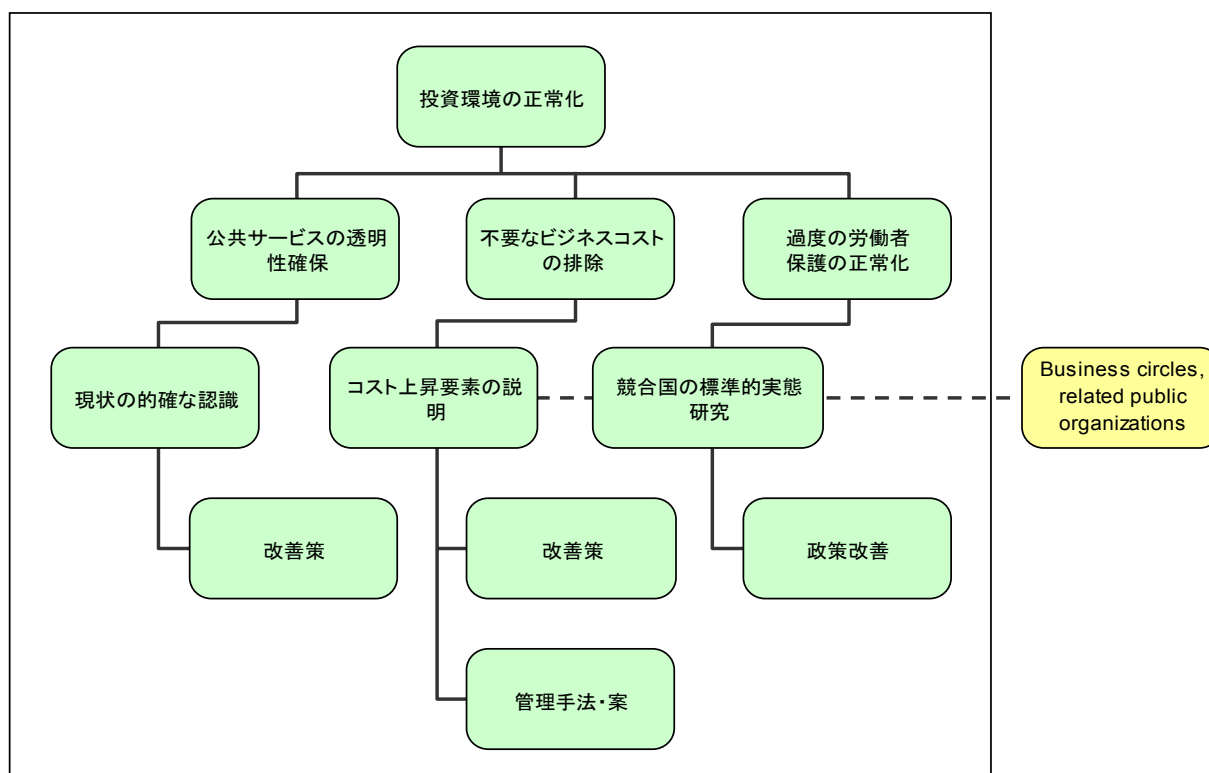
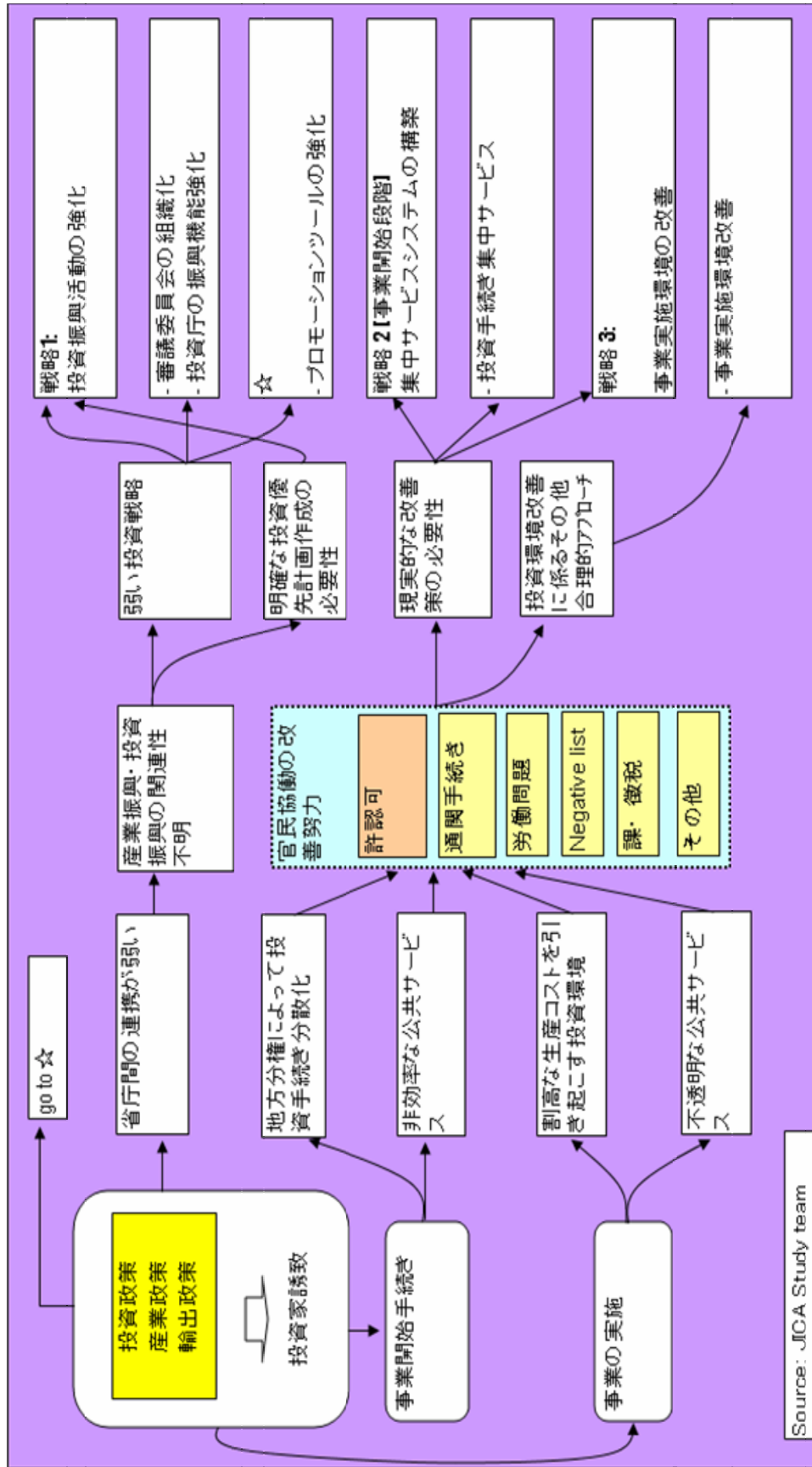


図 2-6 振興戦略選定までのフローまとめ



Source: JICA Study team

2.1.3 投資振興戦略の策定と投資振興に関する現状と提言の方針

外国投資を誘引するために考えなければならない投資環境改善は、ビジネスを実施する上での課題解決ばかりでは無く、ビジネスを始める際の障害排除に加え、投資家を惹きつけるためのメリハリの利いたインセンティブを準備したり、投資環境に対する悪いイメージを払拭するためのキャンペーンを行うといったような、産業政策や投資政策に関わる分野にも踏み込むこととなる。

BKPM 独自の情報に基づく投資動向分析、産業分析は国の工業政策を策定する上でも重要な基礎データとなり、また明確な投資政策の策定にも繋がってくる。

投資振興政策は、国の発展指針（中期開発計画 2004-2009）をベースとして、工業開発戦略や商業・サービス業開発政策等に沿って策定される。逆に、投資の動向が工業開発戦略や商業・サービス業開発戦略の策定の基礎データとして利用されることもある。従って、それぞれに関わるラインミニストリーに相互依存関係が成立する。

(1) 産業政策の策定

工業政策策定の根幹となるのが、BAPPENAS によって発表された中期開発計画 (Mid-Term Development Plan)2004-2009 であり、この開発計画の方針に沿って工業省が産業政策を策定する。育成・振興の優先順位付けをするにあたり、工業省は経済効率や世界的な投資動向、その中におけるインドネシアの位置づけ、インドネシアの比較優位性など工業政策を策定するのにベースとなる基準の重要性を理解しながらも、結局は各セクターの業界団体に配慮する余り、総花的な政策を策定するという自己矛盾に陥っている。どのセクターを優先的に振興すれば経済効率が高いかという本来のクライテリアを捨てていることになる。

一方で、BKPM はインドネシアで投資についての情報を一元的に取り扱う組織であるにも関わらず、折角のデータを有効に活かし切れていない。従って、投資動向についての的確な情報を工業省へ伝えられない。具体的には、BKPM に責任が帰すると考えられる「世界の投資動向とインドネシアのポジション」、「インドネシアにおける投資性向の推移」等産業政策策定を担当する工業省や商業省にとって有用な情報分析は行われていない。どのセクターを優先的に振興していくのか、具体的にはどのセクターを優先的に振興すれば国家便益が最も高くなるのかについて、どちらかと言えばニーズの観点から語られており、経済効果の視点が欠けているように感じられる。その大きな理由として、投資優先セクターに着目すると、現在インドネシアに存在する殆どのセクターが対象としてリストアップされているところにある。これでは、メリハリの利いた投資振興戦略

の作成が難しくなる。もし優先セクターが決められれば、明確な国の意志を伝えるための手段として、優先セクターの新規投資に対してインセンティブを与えることも可能になる。

(2) BKPM による投資プロモーション活動

1) インドネシアへの投資動向の傾向分析

インドネシアに限らず、アSEMBラーの移転に伴いこれに部品を供給する1次下請け、その下の2次下請け等も移転してくるのが一般的であった。中国やマレーシア、タイ等で過去に外国投資を増加させる手段として、親企業に的を絞って積極的な誘致戦略を展開した背景には、1社誘致に成功することで沢山の1次下請け企業や、部品・コンポーネントメーカー、周辺企業（梱包業者、包装業者、印刷業者等）が伴われて来たからである。果たして、現在でもこのような構図は成り立つのであろうか。もし、成り立つならば誘致したい企業に的を絞り積極的な誘致展開も有効な戦略に加えることができる。

2) インドネシアへの投資の流れ

BKPM はインドネシアへの投資窓口として、これまでインドネシアへ投資した企業のセクター別・件数別・金額別経年変化等についての情報が蓄積されている。これらのデータは、世界的な投資動向やアジア圏内における投資動向に対してインドネシアのポジションを推定するためのツールとなる。

インドネシアへの投資の経年変化データから、投資市場としてのインドネシアの姿が理解できる。つまり、投資家はインドネシアに何を求めて投資を行ってきたかがデータを通じて分析される。インドネシアは投資家にとって競争力の高い労働者の供給基地と考えられているか、巨大な市場なのか、それとも天然資源の供給基地か、などこれまでの蓄積データから分析が可能である。これに加え、投資内容の移り変わりから投資家がインドネシアに今後何を求めてくるのかが分析できる。

インドネシアへ投資した国の過去の推移、国別投資セクター (Invested sector by country) の特徴、近年の投資動向（投資が増加しているセクター、減少しているセクター、1件当たりの投資金額、投資企業間の提携関係）などは、BKPM に集まるデータで分析が可能である。

3) アンケートによる投資動向分析と次年度の活動計画へのフィードバック

BKPM の海外投資部門は年間を通して海外の潜在投資家との意見交換を行うチャンス

が多い。海外の貿易展示会にインドネシアブースを開き、そこではインドネシアの投資ガイドを配布したり、問い合わせに直接答えるなどのプロモーション活動に加え、投資セミナーを開催してインドネシアの投資環境を具体的に紹介している。この機会を利用して、潜在投資家へアンケート調査を行い、投資動向、インドネシアに対する期待のデータを収集しているとのことであるが、この情報収集活動が効率的に行われていないのが課題である。それは次のような理由がある。

- ① アンケート調査手法が確立していない（目的別調査票、分析手法等）
- ② アンケート調査結果を専門的に分析するセクションがない。
- ③ 海外で収集したデータを共有するシステムが出来ていない。
- ④ ②と③の理由で、潜在市場情報の報告内容もウェブで収集できる程度の一般的なものに留まっている。

付け加えるならば、誰がどのような目的を持ってアンケート調査の質問状を作成するのか明確な体制整備が出来ていない。BKPMでのデータ分析の目的としては先ず、次の3項目が柱になるものと考えられる。

- ① 投資誘致優先国の選定
- ② 投資誘致優先セクターの絞り込み
- ③ 投資家からの要望と、インドネシアのイメージ（投資環境改善に資するデータの収集）

次いで、これら目的を達成するための以下の業務計画が策定される。

- ① 組織体制、人材配置計画
- ② 戦略（国別・セクター別（情報収集戦略、プロモーション戦略）
- ③ 年次活動計画（投資誘致優先国或いは優先セクター毎のプロモーションツールの開発）
- ④ 事業評価方法と、評価基準
- ⑤ 予算案

これら業務計画がアンケート調査だけで決定されるのではなく、上項で既述した投資実績や投資手続きから得られるデータの分析結果も踏まえた上で決定されることは間違いない。

4) 情報の収集

他国の類似機関や国際機関で公開している情報に対する知識が不足しているため、投資戦略を策定するための基礎情報量が限られている。少ない情報で投資動向を判断しなければならず、折角海外での展示会やビジネスセミナーに出席しても効果的なプロモ-

ションツールを準備できない。潜在投資家や他機関から入手した情報が個人に留まり、BKPM 全体としての情報の共有がない。それでは、具体的にどのような情報が共有されていないか？

- ① インドネシアの投資環境について特に知りたいテーマは何か？
- ② インドネシアへ投資するときの阻害要因は何か？
- ③ インドネシアのどのような投資環境に比較優位性を感じるか？
- ④ インドネシアに投資するとしたら、どこの市場をターゲットとするか？
- ⑤ 投資を行うにあたり、インドネシア政府に期待することは何か？（投資手続きへのコンサルティング、ビジネスパートナーの紹介、投資環境についての詳細情報提供、投資法制度の情報提供、インセンティブの提供など）
- ⑥ 他国の類似機関で出している有用情報

5) 自国賦存資源の投資への有効活用

インドネシアへの投資を考える上で注目すべきは、農産加工品や鉱工物製品と、それらを利用した新製品の世界的流通と技術動向である。これは、「インドネシアに賦存する資源・資産を高価格な製品へ転化させるため」に何が必要か、またその技術を有するのがどこで、彼らの投資戦略がどうなっているかを理解することである。

この分析に基づき、インドネシアが準備すべき Fiscal インセンティブや、non-fiscal インセンティブも明らかとなる。

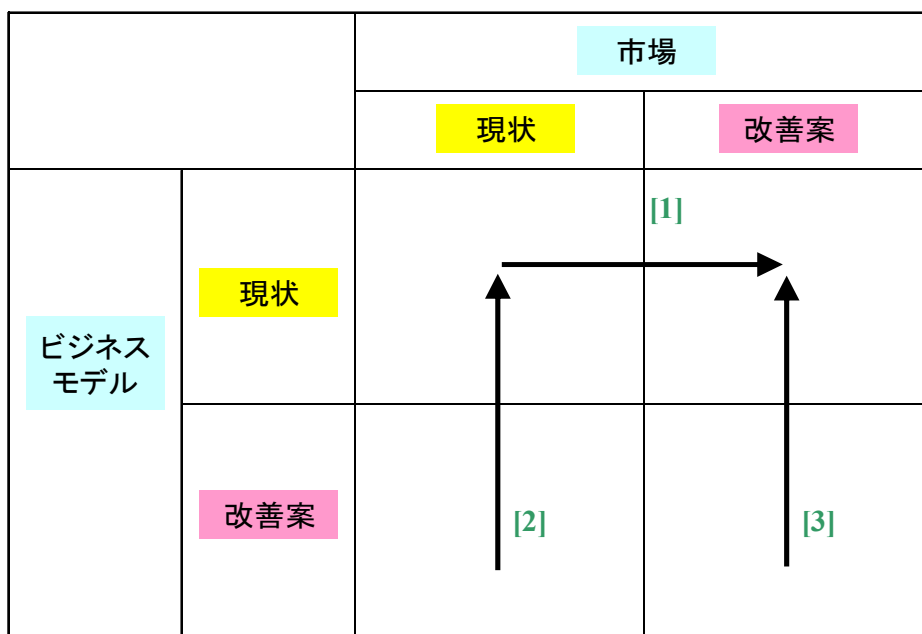
2.1.4 投資手続きの現状と考え方

BKPM 内のデータと投資環境現状調査結果を基に、投資手続きの集中サービスを提案するに至ったロジックを要約する。

政策提案の中で、特に地方分権との関わり合いや、他省庁との連携が必要となる「投資手続きの集中サービス」の前提条件となったデータや、実施する際の前提条件について整理した。

投資手続きのパターン (1)

投資手続きは市場をビジネスモデルに影響を受ける



投資手続きとパターン (2)

投資手続きは投資構造に影響を受ける

(% share of No. of project by sector)

	第一次産業	第二次産業	第三次産業
1990	12	78	10
1995	3	81	16
2000	4	57	39
2005	5	37	58

投資手続きとパターン(3)

投資手続きは投資構造に影響を受ける

(% share of investment amount)

	Primary sector	Secondary sector	Tertiary sector
1990	5	83	12
1995	3	87	10
2000	1	48	51
2005	5	39	56

投資手続きとパターン(4)

投資額はいくつかの国に集約されるが、投資数は増加傾向にある

Years	投資上位7カ国による シェア (平均)	投資数 (平均)
1990-1995	90	20
1996-2000	87	27
2001-2005	86	36

投資手続きとパターン(5)

投資による雇用創出の効果は薄れつつある

(平均)	US\$million/ project	雇用数/ project	雇用数/ US\$million
1990-1995	15	399	32
1996-2000	13	263	20
2001-2005	9	215	26
1990-2005	12	268	22

投資手続きとパターン(6)

投資家の戦略は変化しつつある

	輸出のための生産基地として	国内市場を目的(商品)	国内市場を目的(サービス)	資源開発と輸入を目的とする	1990-2005までの投資実績 (US\$ m)
日本	XX	XX			16,972
米国		XX	XX	XX	6,977
シンガポール			XX	XX	7,332
韓国	XX	XX			3,275
オーストラリア			XX		1,102
オランダ		XX	XX		3,683
英国		XX	XX		5,399

それでは、集中サービス実施のメリットは何であろうか。

“集中サービス”の重要性

- 投資家にとって便利である
- 投資家にとって時間短縮効果が高い
- 投資家へ低コストの手続きとなる
- 関係機関間の連携が図れる
- 腐敗の減少

集中サービス実施の可能性を検証するために、モデルケースとしてバタン SEZ の現状を調査した。結果は次の通り。

ジャカルタとバタムSEZの比較

	ジャカルタ	バタム SEZ
SP	7 日	1-2 日
SK	14 日	5 日

集中サービスを実施するためには、次の 4 つの手続きを踏まえることが要件となる。

“集中サービス”へ向けての 4 ステップ

(1) 中央政府と地方政府のそれぞれの手続きを合理化する

ターゲット: (1) 手続き時間:3年で30%減少させる

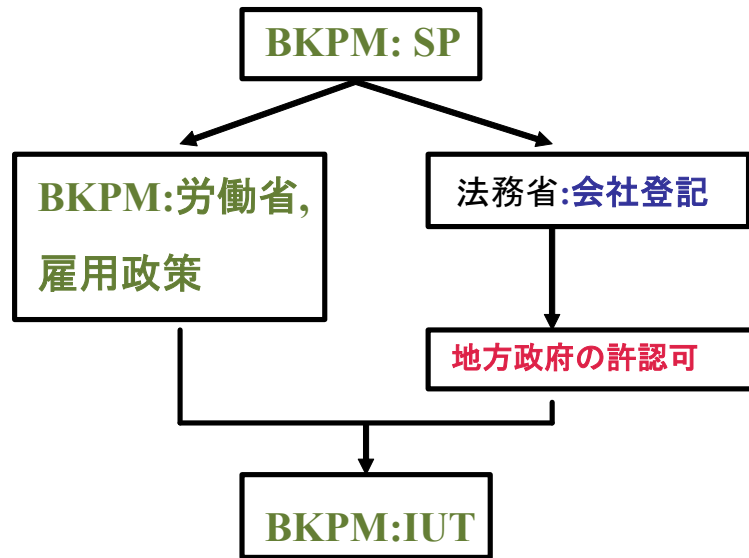
(2) 手続き時間の分散:3年間で50%減少させる

(2) 各関連機関の手続きを連携させる

(3) BKPM内にコールセンターを設置させる

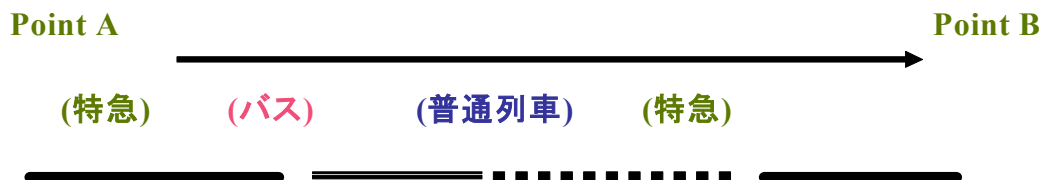
(4) 全ての手続きを地方分権化する

第1ステップ: 各プロセスの合理化



第2ステップ: 関係機関のコーディネーション強化

- BKPM と法務省
- 法務省と公証人役所
- 投資家と公証人
- 商業省、地方政府、公証人、民間投資コンサルタント
投資家はB地点からA地点へ手続きを移動する.....



第3ステップ：BKPMでのコールセンター設置

- 投資家はいつでもインターネットを通じ、彼らの投資プロジェクトの手続き状況を確認できる
- BKPM は自前のネットワークを他機関のネットワークと連携が可能になる
- 成熟した追跡システムが可能になる

第4ステップ：集中サービス

3つの論点:

- (1) 中央集権型での実施かそれとも地方分権の枠内で実施するか
- (2) 地方政府と地方役所との役割分担をどうするか
- (3) 地方政府レベルで質の高いサービス提供が可能か

上記論点に影響を及ぼす2要素

- (1) ネガティブリストを誰がチェックするか
- (2) 投資家へインセンティブを与える場合の審査は地方政府の責任範囲を超えているのでは無いか(国家行政範囲)

集中サービスを具体化するための戦略

地方分権は次の理由で主要な潮流となる

(1) 規制緩和の将来予測

(2) ITをベースとした電子手続きの進展

(3) 外資と内資の区別撤廃の流れ

(4) 地方とジャカルタとの経済格差・発展格差是正の必要性

- 先ずバタンSEZでの運営手法をより一層改善させる
- 次いで、地方の状況に合わせてバタンモデルをどの様にトランスファーするか検討する
- そして、地方毎の集中サービスモデルを開発する

2.1.5 税・通関制度に関する現状と提言の方針

(1) 税制

税システムの問題点は、インドネシアにおける投資環境の非効率性や不透明性を象徴するものとしてこれまで様々な機関で取り上げられてきたテーマである。以下にその現状と提言の骨子について要約する。

税制に関する投資環境

1. 度を越した徴税制度

所得税以外の前払い適用
税制

- ・ 出国税
- ・ 輸入税 (PPH22) ⇒
- ・ 項目の多い源泉徴収税
⇒
- ・ 月ごとの税還付と前納制
度 (PPH 25) ⇒

2. 遅すぎる払い戻しシステム

(特に VAT 払い戻しにおいて)

Peraturan Direktur Jenderal Pajak

Nomor Per-122-/PJ/2006

払い漏れに対する重い処罰.
税務監査

1 a. 追加業務

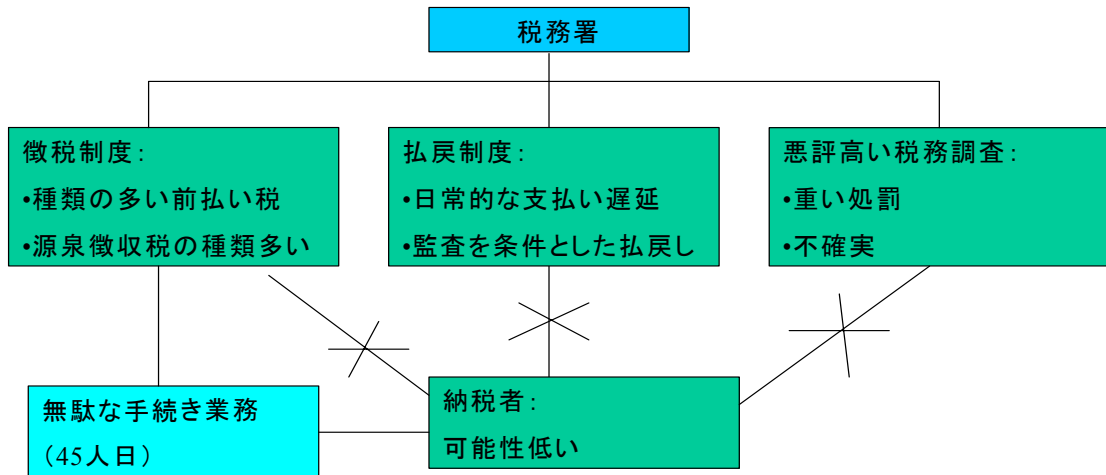
45人・日の追加業務

悪名の高い税監査

- ・ 税務当局の判断が頻繁に必要となる不明瞭な徴税コード
の規則
- ・ 職務倫理観の欠如した税務検査官
- ・ 不完全且つ不合理な検査報告書
- ・ 税務官との交渉の余地が多い
- ・ 納税者にとって日常業務の重荷となる税監査
- ・ VATの払い戻しは税監査の受入が条件となる.

外国の納税者は一端税を支払ったら払い戻しはあり得ないと考えている

性悪説の上に構築された税制



VAT 企業規模による払い戻し現状

企業規模(従業員数)	待機時間(月)	%ネット払戻額
<100	3.3	86.0
100 ≤ 500	5.6	85.6
500 ≤ 1,000	5.2	88.1
>1,000	4.8	90.1
全ての企業	4.9	87.3

税の前払い制度比較

	<i>Indonesia</i>	<i>Thailand</i>	<i>Philippine</i>	<i>Vietnam</i>	<i>China</i>
年間払い戻し回数	12回	2回	4回	4回	4回

・ インドネシアの場合、税支払い手続き書類の作成に5人・日必要

VAT払戻期間比較

	<i>Indonesia</i>	<i>Thailand</i>	<i>Philippine</i>	<i>Vietnam</i>	<i>China</i>
払戻期間	5カ月 ～1年	0.5 年	2 年	1 カ月	1 カ月
インドネシアでのVAT 払戻は遅延が常態化 近代的な徴税制度の恩恵は大規模企業だけに限定					

上記の税制度に関する現状に鑑み、次の改善案が提案される。

税制への提言案

- 1) 行き過ぎた徴税制度の改善
 - a. 現行徴税制度の廃止
2010年を目処に廃止の方向.
 - b. 輸入品に対する所得税前払いの廃止
 - c. 所得税の徴税方法・分割払いの改善
- 2) 払い戻し制度の改善
 - d. 新税制に基づいた税払い戻しの速やかな実施

(2) 通関制度

通関制度の現状と課題を要約すると次のようになる。

通関制度に関するインドネシアの投資環境

1. 遅い輸入品の通関検査
2. 不公平と不透明な手続き
3. 悪評高い事後監査

通関日数

	<i>Indonesia</i>	<i>Thailand</i>	<i>Philippines</i>	<i>Vietnam</i>	<i>China</i>
期間	5 日	1~2 日	7 日	2 日	N.A

事後検査

	<i>Indonesia</i>	<i>Thailand</i>	<i>Philippine</i>	<i>Vietnam</i>	<i>China</i>
通関書類 保管期間	10年	10年 (場合によ り5年)	3年	5年	N.A
長期保管を課することが事後検査時にトラブルの原因となる					
一般に通関終了から2年経過後は事後検査を実施せずとも何ら問題が発生しない					
徴税における透明性の確保が不可欠					

通関制度についての提言案

1.1 日通関システム確立

2. 総合的通関システム(含むEDI)の開発

- ・統一窓口によるサービスシステム
- ・電子手続きの法制度化

3. 通関書類保管期間の短縮

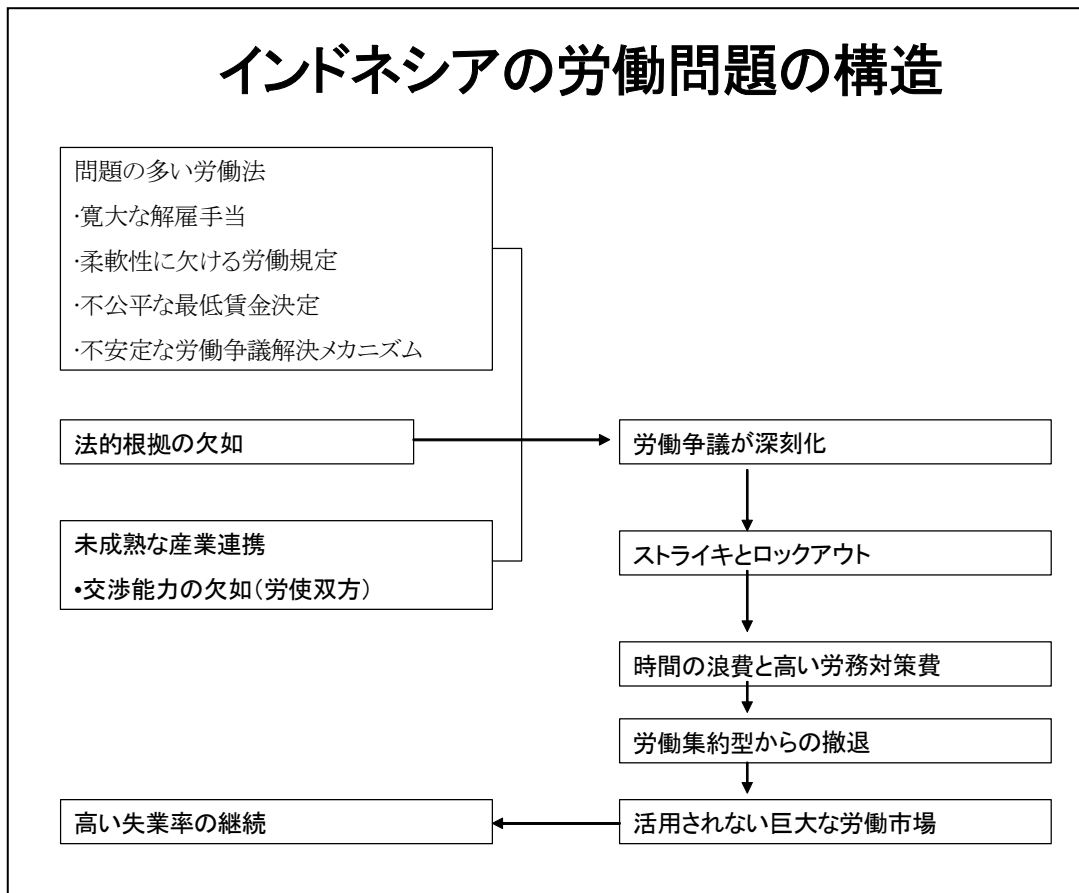
2.1.6 労働関連投資環境の現状と提言の方針

インドネシアの労働環境については、過度な労働者保護がビジネス界から大きな課題として問題提起されている。

労働市場改革

- 外資による雇用創出の機会を弱めている
- 非正規雇用従業員が増加
- 製造業から知能駆使型創造業への移行
- サービス産業への移行

インドネシアの労働問題の構造



労働市場の構造 (2006年2月現在)

雇用状態	労働者数(千人)	% 割合
個人業主	18,301	19.2
家族従業員	20,632	21.7
事業主	2,813	3.0
正規従業員	25,972	37.2
農業部門の臨時作業員	5,886	6.2
農業以外の臨時従業員	4,244	4.5
非賃金労働者	17,325	18.2
合計	95,177	100.0

現在の最大の争点

- 解雇手当
- アウトソーシング
- 契約ベース雇用
- 緊急労働ビザ

解雇手当

近隣諸国と比較して高いインドネシア(月数:月給換算)

雇用期間	Indonesia	Vietnam	Thailand	Philippines	China (SEZ)	China (外資企業)
5年	16	5	6	2.5	5	11
10年	25	10	12	5	10	16
15年	28	15	12	7.5	12	21
20年	29	20	12	10	12	26

解雇手当の問題点

現在の解雇手当制度が将来に亘り労働市場に悪影響を及ぼす

- 高労働コストの発生と労働コスト競争力の低下
- 一層の契約ベース、臨時及びパートタイマーの活用
- 資本集約型及び省労働力技術の導入

解雇手当改正案 解決のための仮説・・・

- 労使に取って中立なリサーチ機関の設立
(目的)
 - (1) 労働市場の調査・分析と制度案の構築
 - (2) 他国事例研究
 - (3) 最大効率化のための財務工学研究
 - 危機回避とリスクプーリング
 - キャッシュフローと分析
 - 危機回避スキーム
 - コンピュータシミュレーション

アウトソースへの対応 どのような事例があるか?

- 臨時及び緊急雇用
- 労働者にとっては不安定な雇用様式
- 解雇手当やボーナス支給の非対象雇用者

アウトソースへの対応 需要の増加

- ビジネス活動に限らず次の活用理由がある
 - (1) 労働コストの下方修正
 - (2) 労働争議の解消
- 更に、資源配置の最大効率を考慮したビジネス戦略に不可欠

アウトソースへの対応 課題の解決を図るには？

- “non-core” 条項の撤廃
- 新解雇手当スキームによりアウトソーシング雇用の保護を図る
- 優れたアウトソーシングビジネスの保護、振興を実施し、アウトソーシングに対する否定的なイメージを解消する

第 3 章 提言案の要約

第3章 提言案の要約

3.1 戦略毎のプロジェクト・アクションプラン

3.1.1 戦略1：投資振興政策の強化と法的根拠の整備

表 3.1 改善のプロジェクト・アクションプラン

	プロジェクト	目的と実施上の課題等	優先度
第1 ステージ（投資誘致・振興活動の強化）			
1.1	投資優先セクター選定に係る審議委員会の設置	<p>☆投資拡大には、産業政策、貿易政策等を総括した上で投資誘致優先セクター（IPP）を選定することが必要である。</p> <p>☆投資インセンティブについても、この IPP に基づき設定することで、インドネシアの投資誘致に対する姿勢が明確になる。</p> <p>☆省庁間の議論をどう取り纏めるかが課題であり、成功の鍵となる。</p>	早期に検討委員会を設置
1.2	BKPM のプロモーション機能強化	<p>投資振興は、BKPM のコア業務であるが、投資戦略作成や効率的投資振興活動実施の組織体制に改善の余地が大きい。先ず、次の改善が必要である。</p> <p>☆投資振興を効率的に実施できる組織への再編</p> <p>☆スタッフのキャパシティビルディング</p> <p>☆振興活動予算の確保</p> <p>☆外国関連機関との関係強化</p>	緊急に着手
1.3	投資振興ツールの強化1	<p>BKPM は投資振興のキープレーヤーでありながら、投資環境で重要な位置づけを占めるインフラプロジェクトへの外資誘致は手つかずの状態である。インフラに関連する省庁が独自に実施するインフラプロジェクトの情報提供は、提供される内容、問い合わせに対する対応など決して投資家のニーズに応えるものではなく、また情報へのアクセスも難しい。</p>	1.2 に引き続き早期に実施
		<p>☆インフラプロジェクトを振興するためのセクションの設置（BKPM 内）</p> <p>☆KKPPI との協力関係の構築</p> <p>☆プライベートセクターとの非公式情報交換会</p> <p>☆インフラプロジェクトの情報収集と公開</p>	
1.4	投資振興ツールの強化2	<p>戦略的 EPZ 計画の作成</p> <p> Batam で進められているシンガポール経済圏を背景とした EPZ 計画とは別に、政府では Batam 以外の地方で新たに EPZ の開発を検討中である。本提言案は、</p>	中・長期的視野で着手

	プロジェクト	目的と実施上の課題等	優先度
		☆産業集積の進め方、 ☆ビジネスパフォーマンスの向上、 ☆投資家を特定した誘致活動と、 ☆投資家へのビジネスモデルの提案による誘致活動等 を通じた EPZ 開発を提案するものである。	

3.1.2 戦略 2：ビジネス環境の効率化

第 2 ステージ（ビジネス開始環境の効率化）			
2.1	投資許認可手続きの集中サービスの提供	インドネシアにおける投資手続き期間が長いことは投資阻害要因として大きなテーマとなっている。この状況を改善することで、インドネシア政府が投資家へ良好な環境を提供しようとする意志があることを内外に示しつつ、投資の拡大を図る。コンセプトは； ☆投資家に取って利便性を考慮する ☆投資家の手続き時間を短縮する ☆手続きコストの削減を図る ☆投資家へ課題解決のサービスを提供する ☆腐敗の無い透明性の高いサービスを提供する	緊急的に実施

3.1.3 戦略 3：良好なビジネス環境の提供

第 3 ステージ（事業実施段階） 良好なビジネス環境の提供			
3.1	労働問題についてのリサーチセンターの設置構想	過度な労働者保護が新たな投資を阻害しているとして、政府やビジネス界での認識が大きい。この状況を改善することは就業している労働者にとっては改悪な政策になるとして反発が大きい。しかし、インドネシア経済、産業の将来を展望した場合現状の労働政策が決して将来的にも労働者に良好な就業環境をもたらすとは考えられない。特に退職金問題、アウトソーシングについての考え方および契約ベース雇用などについてインドネシアの安定的発展を見据えた政策の策定が必要である。	早期に検討・実施
3.2	徴税争議の早期解決：外国人労働者の出国税廃止	外国人労働者が出国する場合、常に出国税の納付が義務づけられる。これは個人の所得税の一部として位置づけられている。もし、雇用者が出張費用としてこの費用を肩代わりした場合は、雇用者の所得税の前払いとして扱われる。また、一方でこの税は払い戻し対象としていながら、殆ど払い戻された実績がない。この税制はインドネシアの不透明な税制の一つとして投資家からの悪評をかってている。	早期に実施
3.3	輸入原材料などに	輸入品について税の前払い制度を敷いているのはインドネシアだけであり、競合国のみならず殆ど例がない。	早期に改訂へ着手

第3 ステージ（事業実施段階） 良好なビジネス環境の提供			
	対する所得税前払いの廃止	また、この徴税システムが腐敗の原因になっているとして評判が悪い。この徴税システムを廃止するためには、現状の通関システムとスタッフの改編が必要である。	
3.4	VAT の早期払い戻しシステムの確立	インドネシアのビジネス界から大きな不評を買っているのがこの払い戻しシステムである。特に輸出製品には本来 VAT は掛からないことになっているが、VAT の払い戻し制度があるために輸入品と輸出の証拠を常に監査手続きをしなければならず、無駄な業務を強いていることになる。また、払い戻しに時間と費用が掛かること、まれに払い戻しされないなど、問題が大きい。このために、e-payment システムの早期普及を提言する。	早期に実施
3.5	所得税分割支払いの改善	現行の所得税前払い制度が、ビジネスパフォーマンスを著しく阻害するものとして、常にビジネス界から改善要求が政府へ提出されている。徴税方法改善のプロポーザルを作成するための活動が本提案の内容である。	早期に改訂を検討
3.6	1 日通関の合理化プロジェクト	近隣競合国と比較すると、1 日通関が行われていないのはインドネシアのみである。EDI の普及を含め、1 日通関制度の早期確立を目指すのが、本提案である。	早期に検討
3.7	通関での徴税額評価に関わる透明性確保	通関業務の不透明性は常々インドネシアの悪い投資環境の代表として取り上げられている。これは、徴税の評価方法に問題があると考えられ、評価方法を統一する方法としてガイドブック作成を提言するものである。	早期に着手
3.8	近代的保税地域の設置	インドネシアの保税地域の手続きは近年の貿易取引からすると良好な状況とは言えず、貿易取引の停滞とビジネスコストの上昇を招いている。バタムで行われている手法をモデルとして、インドネシア全域に普及させることを目指す。	中長期的に実施を検討

第 4 章 投資環境比較調査の要約

第4章 投資環境比較調査の要約

		インドネシア	タイ	ベトナム	フィリピン	中国
投資促進機関、許認可機関		投資調整庁(BKPM)、商業省、輸出振興についてはNAFEDが担当、地方ではBKPMが独自にウェブや、エキスポへの参加を通じてキャンペーンを実施。	・投資委員会(BOI): BOIの各種優遇措置を希望する企業 ・工業団地公社(IEAT): IEATの恩恵だけを希望する企業 ・商務省: BOI・IEATの優遇措置を受けない企業	・計画投資省(MPI) 外国投資局(FIA): Aグループプロジェクト及びBグループプロジェクト(4000万ドル以上) ・各省の人民委員会(DPI): Bグループプロジェクト(EPZ・IZ以外、4000万ドル以下) ・工業区管理委員会(BOM): Bグループプロジェクト(EPZ・IZ内、4000万ドル以下)	投資委員会(BOI) フィリピン経済区庁(PEZA)	国家発展・改革委員会、商務部、地方政府、中国国際貿易促進委員会(CCPIT)
投資関連の基本的な政策、法令体系		外国資本投資法(外国人が事業を行う際の基本法)。現在新投資法が国会承認手続き中である。外国投資と内国投資の扱いを同等にしている。過度な労働者よりの法律として投資家からの評判が悪かった労働法は、多少投資家寄りの思想で改訂が行われた。	・投資促進法: 政府が促進する地域での国内及び海外投資家向けの税制上、非税制上の奨励措置が規定されている。 ・外国人事業法: 外国人の事業活動が規制されている分野について規定。	・外国投資法Decree24 (2005年11月に内外投資の共通法として「新投資法」が成立。2006年7月1日に施行予定。2006年2月時点で、新施行令(Decree)を策定中)	・オムニバス投資法(投資優先計画で指定された投資優先分野の登録企業に対する奨励措置について規定) ・外国人投資法(外国人がフィリピンで事業を行うためのプロセスと条件について規定)	・外資企業法 ・外商投資の方向を指導する規定 ・外商投資産業指導目録 ・中外合作経営企業法 ・中外合資経営企業法
外国投資振興の特徴		投資振興機関としてのBKPMのアプローチは、親投資家的立場とは言えない。先ず、投資家が何を求めているか、理解することが必要である。また、需要動向に対する分析を行いこの結果を基に投資振興戦略を策定するというような効率的な振興システムを有していない。	BOIが投資振興の中心的役割を有しており、投資相談窓口の提供可能なサービスも生活面から投資手続きに至るまで充実している。また、首相直轄の機関であり投資プロモーション戦略決定権を有し、実行への移行も迅速に行われる。	外交的な投資振興アプローチや、ウェブによる情報提供以外特に優れた投資プロモーション戦略は見あたらない。	IPP(Investment Priority Plan)が毎年BOIで見直され、投資優遇セクターに対する国家の姿勢が明確に示されるところに大きな特徴がある。投資振興政策は、雇用促進が最大の柱になっているように感じられる。労働者保護に関しては、投資家に有利な条件が設定されており、比較的労働争議は少ない。	経済特別区の設置による投資環境整備と、ビジネス内容によるインセンティブの程度を分けている。
投資誘致のための主要戦略		投資優先セクターについても総花的であり、かつFiscal Incentiveも用意されていないため投資振興については、消極的に受け取られる。また、労働者寄りの労働法が投資家からの評判を悪くしている。 競合国と一線を画した特徴的な投資誘致戦略は見あたらない。	投資優遇セクターや進出地域によるIncentiveなど、誘致を希望するセクター、誘致したい場所などの明確な意志表示がある。 現在は自動車産業振興のための国家的キャンペーンが進行中で、様々なインセンティブが用意されている。	投資誘致のツールとして工業団地を戦略的に利用している。インフラ開発の財源を集中的に投下し、流通ロジスティックを中心に沿線に工業団地を開発し投資の受け皿としている。	フィリピンという投資環境のイメージを向上させるための外国メディアを通じたキャンペーンを実施している。また、投資家よりの労働法をベースに雇用の拡大を目指した投資誘致の実施と、カウンターパート方式による投資手続き支援サービスを行っている。主眼はInvestor friendly serviceである。	地方政府同士が投資誘致の競争合戦を行っており、地域によって投資優遇セクターが異なっていたり、特別なインセンティブ(Fiscal and Non-fiscal)が用意されている。例えば、広州市華都区では自動車産業に対し、国家が保証する投資審査期間の半分以下で手続きを終了させる。また、市独自の投資受入窓口を海外で展開することもある。しかし、ウェブを通じての投資手続きは行われていない。
投資関連許可取得日数(規定上)			5億パーツ未満のプロジェクトはすべての書類が提出されてから60日営業日、5億パーツ以上の場合90営業日。	・発給登録手続きの場合: 15営業日以内 ・発給申請手続きの場合: Aグループプロジェクト45営業日、Bグループプロジェクト30営業日	・登録に関しては、BOIが申請を正式に受理してから20営業日以内に回答。認可に関しては、申請の正式な受理から10日以内に議決。	—
事業開始までに必要な手続き・許可及び必要日数		12手続き・151日、19許認可・224日	8手続き・33日、9許認可・147日	11手続き・50日、14許認可・143日	11手続き・48日、23許認可・197日	13手続き・48日、30許認可・363日
労働	退職金	改正労働法では労働者保護に傾きすぎて、外国投資の阻害要因となっているとの経営者側の指摘を受け入れた内容になっている。今後の課題として、アウトソーシングや有期契約での雇用での見直しが必要。	・退職金は、勤務期間120日以上から発生し、10年以上は一律給与の300日分となっている。 ・怠慢や無断欠勤、就業規則違反、会社へのダメージを与えたことによる解雇の場合では、退職手当の支払いは必要ない。 ・工業移転や合理化等による解雇の場合は、退職金割り増し規定がある。	・離職手当は、退職金、補償金、政府による奨励資金からなる。 ・離職手当は、勤務期間1年以上から発生し、勤続年数1年につき1/2ヶ月分の賃金の総計が支払われる。 ・怠慢、無断欠勤、就業規則違反、会社への損害を与えたことによる解雇の場合、離職手当の支払いは必要ない。 ・組織再編成による解雇の場合、勤続年数1年につき1ヶ月の給与に相当する金額が支払われる。	・BOI登録企業は、登録から5年以内であれば管理職、技術職または顧問として外国籍従業員を雇用することができる。外資が過半数以上を占めるBOI登録企業は5年以上外国籍を雇用できる。	「外国人の中国における就業管理規定」(1996年5月)に基づき管理。外国籍従業員を雇用する場合、進出地域の労働行政部門より就業証などを取得するなどの関連手続きが必要。

		インドネシア	タイ	ベトナム	フィリピン	中国
労働	労働争議	労使双方ともに勝者となることは殆ど無く、インドネシアでは労働争議がビジネス状の大きな障害となっている。このような課題を解決するために政府は新たなメカニズムを検討中である。	<ul style="list-style-type: none"> 労働組合は最低10人の従業員が必要。 労働争議は労働法に決められた手続きを踏まなければならない。労使交渉で解決できない場合、労働間が調停を行う。調停による合意不成立の場合、ストライキあるいはロックアウトを実施。 合法的ストライキ: 上記手順を踏んだもの。それ以外のストライキ、ロックアウトは違法。 公共サービス機関従業員のストライキは禁止されている。 ストライキ期間中は、給与を払う必要はない。 	<ul style="list-style-type: none"> 労働組合は1企業1組合まで。 労働紛争は当事者の話しあいによる和解が困難な場合、企業内の調停審議会または地域の労働局により解決を図る。 合法的なストライキ: 労働組合が3日前に経営サイドに事前通達し、かつ全従業員が50%以上の同意がある場合のみ。 ストライキ期間中は、賃金全額が支払われる。なお、現在労働法の改定作業が行われており、改定労働法では賃金は支払われないことと規定している。 	かつて労働運動は非常に活発であった。この頃、労働組合によるストと、会社のロックアウトは頻発していた。しかし、現在ではそのような状況は殆ど見られず、労働組合も規模が縮小している。最近では労使強調路線が続けられている。	<ul style="list-style-type: none"> 労働争議は1995年1月の労働法で明確に規定されている。 労働争議は年々増加傾向が見られる。 労働法第80条では企業内の仲裁委員設置を認めている。労使協議が社内の仲裁委員会を踏まえた上でも不調に終わった場合、外部の争議委員会へ仲裁を求めることができる。 国内に約3000以上の労働争議仲裁委員会が設置されている。
	最低賃金	<ul style="list-style-type: none"> 最低賃金は毎年見直し実施される。 JABOTABEK(ジャカルタ首都圏)では、Rp.819,000/月である。:2006年1月 	中央政府代表と労使代表をメンバーとする賃金委員会が、決められた指標・情報を元に、最低賃金を決定する。	<ul style="list-style-type: none"> 最低賃金は、政府と労使代表の会合によって決定される。 最低賃金は、国内・外資企業別に地域・市ごとに規定されている。 外資企業: ハノイ・ホーチミン市内 870,000ドン/月、両市郊外及びその他都市 790,000ドン/月、その他地域 710,000ドン/月 (2006年1月時点)。 	地域の賃金・生産性委員会は地域毎・業種毎の最低賃金を規定する。首都圏の基本最低賃金(2006年7月現在)は、次の通り: <ul style="list-style-type: none"> 非農業部門: 300ペソ/日 農業部門: 263ペソ/日 100床以下の個人病院: 263ペソ 小売り・サービス(15人以下): 263ペソ 従業員10人以下の製造業: 263ペソ 	<ul style="list-style-type: none"> 最低賃金は、各行政単位で決定 例えば深センでは690元/月
	外国人雇用	<ul style="list-style-type: none"> 現行の労働法では外国人雇用はある特定の職務と期間中に限られている。 雇用主は邦人を訓練の上、将来外国人と置き換えることが必要である。外国人を一定期間しか雇用出来ないと言うのは、置き換えが必要であるという理由である。 	<ul style="list-style-type: none"> 39業種について外国人就業禁止。 払込資本金200万バーツに対して外国人許可1名。但し、BOIライセンスを取得すれば、この制限は撤廃、BOIの承認ベースとなる。 就労ビザは、タイ大使館・総領事館でイノンイミグランドビザを取得、タイ入国後労働省にて労働許可、内務省にて長期滞在許可を取得する。 短期ワークパーミット(15日以内)は、ビザと労働許可のワンストップサービスセンターへの報告のみでよい。 	<ul style="list-style-type: none"> 3ヶ月以上就労する外国人は労働許可を取得する義務がある。 労働許可は3年を超えることができない。 1企業あたりの外国人従業員数は3%以内。 就業禁止業種はないが、基本的にはベトナム人の採用が優先されており、ベトナム人では対応できない職務についてのみ外国人の雇用をみとめている。 15日以内の短期就労であれば、ビザ・労働許可の取得はいらない。 	<ul style="list-style-type: none"> フィリピンで就労希望する外国人はビザ届出書と外国人雇用登録許可書の取得が必要 BOIまたはPEZAの登録企業に勤める外国人はこれら許可書の取得が容易である ビザは延長手続きの必要はない 	<ul style="list-style-type: none"> 外国人は外国人労働許可書の取得が義務づけられる 外国人労働者は労働ビザと居住許可書の取得が義務づけられる 政府が設定した優先業種と職種では、上記の許可取得が免除される。
	アウトソーシング	<p>現行の労働法では次のように規定している。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一部業務を外部へ委託することは「業務委託契約書」の締結に基づき実施される 外部委託可能な業務は、1)本業と明確に区別できる作業、2)業務委託主から直接または間接的に請け負う業務、3)その他 契約ベース雇用は最大4年まで認められる。 	サブコントラクターがその責任において、更なるサブコントラクト契約を無制限に結ぶことができる。	現行労働法では、企業のアウトソーシングに関する規定はない。	<ul style="list-style-type: none"> アウトソースに関する規定はない。 下請け雇用に関する規定は次の通り: 労働コードによる分類は”定期:regular”と”一時的:casual”の2項目のみである。 通常のビジネス業務や貿易取引に従事してきた者は正規雇用と見なす。 	<ul style="list-style-type: none"> アウトソースに関する規定は無い。 契約ベース雇用に関する規定も無い。

		インドネシア	タイ	ベトナム	フィリピン	中国
土地		土地の所有権はインドネシア国民のみに認められている。外国企業に対して土地耕作権、建築権、土地使用権の取得が認められている。	・原則として外国人(法人含む)の土地取得は不可。ただし、BOIやIEATが認定した企業は、出資比率に関係なく土地取得が可能。	・土地使用権が通常50年間認められる。土地使用権賃借料は、財務省が単位価格を設定し、周辺のインフラ整備の状況、業種などの係数を乗じて算出。	・外国企業による土地所有は認められていない。	土地所有権は原則として国家に帰属し、外国企業の土地所有は認められていない。ただし、土地の使用権は認められている。
貿易・関税制度	関税	・関税の管轄官庁は大蔵省で、(1)基本輸入税率、(2)AFTA共通効果特惠関税(CEPT)税率、(3)WTO情報技術協定(ITA)、(4)中国ASEAN包括的経済協力の枠組み協定による特惠関税により課税。 ・輸出に必要な日数:25日、輸入に必要な日数:30日	・関税の管轄官庁は、大蔵省関税局で、(1)一般税率、(2)ASEAN域内共通効果特惠関税(CEPT)税率、(3)自由貿易協定(FTA)の適用税率に分けて課税。 ・商品輸入には、関税に加えて、Excise TaxとVATも課税される。なお、輸入所得の源泉徴収はない。	・関税の管轄官庁は、財政省税関総局及び地方税関局 ・輸入関税は、共通効果特惠関税(CEPT)スキームによる関税率、優遇関税率(ベトナムに最恵国待遇を付与している国からの輸入品に適用)、標準税率に分かれて課税。 ・輸出関税は、米、鉱産品など天然資源等一部の物品にのみ課されている。税率は0～45%。	・国家経済開発庁(NEDA)が、関税率の変更、輸入数量制限の設定などを管轄。 ・関税は、最恵国(MFN)税率、AFTA共通効果特惠関税(CEPT)税率から成り立っている。 ・輸出に必要な日数:19日、輸入に必要な日数:22日	・国家税務総局が、関税を含む租税すべての立法、徴収管理の責を負う。税関総署は、すべての貨物輸出入業務を管理する官庁で、輸出入関税およびほかの税の徴収管理および保税業務の管理。一般税率と最恵国待遇税率などが併存する複税制。 ・輸出に必要な日数:20日、輸入に必要な日数:24日
	通関	・タンジュンプリオク、スラバヤ、スマラン、のような主要貿易港では約70%の輸入品はEDIシステムで処理され、10～15分で手続きが終了する。 ・輸入業者と通関事務所との争点は輸入品の評価である。また不適当なHSコードに基づく通関書類の受取拒否である。	・輸出に必要な日数:23日、輸入に必要な日数:25日 ・通関に必要な時間は輸出入ともに45分。EDIを利用した場合、15分。また、貨物検査を行う場合でも、最長で3時間半で通関を行っている。 ・通関は24時間対応 ・EDIは、輸出入業者から申し出があればいつでも対応可能。 ・通関のトラブルについては、関税局で対応する部署がある。そこで問題が解決できない場合、Tax Courtあるいは最高裁に訴訟することができる。	・輸出に必要な日数:35日、輸入に必要な日数:36日 ・通関に必要な時間は通常貨物の場合8時間。また輸出の場合、最短30分で行っている。 ・通関は24時間対応ではないが、週末も含めて毎日8時間対応をしている。 ・2005年7月よりハノイとホーチミンにて、インターネット経由の通関手続きシステムのパイロットプロジェクトを行っている。 ・通関のトラブルについては、関税総局内International Cooperation Departmentが対応窓口となっている。	・通関業務には3レーン制が確立されている。 ・緑レーン:書類審査・開梱検査共に不必要 ・黄レーン:書類審査・開梱検査共に必要 ・スーパー緑レーン:調査後通関事務所から覚え書き書を入手した輸入業者に適用、簡単な輸入手続きのみ実施	—
税制		・所得税(累進課税)(法人税の場合10～30%) ・5年間の繰越損失金が認められている。 ・輸入品・製造品、ほとんどのサービスに対して10%の付加価値税(VAT)が課される(輸出品に対して課税なし)。 ・奢侈品には10～75%の販売税が課される。 ・土地建物税(資産価値の10%以内)	・法人税率は30%、小企業は15%以下。 ・法人税の納付は6ヶ月毎(中間決算時)。 ・法人税のほか、VAT(7%)、特定事業税(0.11～3.4%)、海外送金に対する源泉徴収、個人所得税(0～37%の累進課税)、特別税(石油収入税[物品税、土地建物税・土地開発税]、印紙税等)などがある。 ・VATリファンドに要する期間は、優良輸出企業の場合15日、通常輸出企業の場合30日。 ・納税制度は電子化されている。	・適用法人税率は、投資許可書に記載される。 ・標準税率は28%。 ・投資奨励分野及び地域への投資のうち、一定の基準を満たした事業については、事業開始後10年、12年、15年間、優遇税率(それぞれ10%、15%、20%)が適用される。 ・外資企業には、5年間の繰越損失が認められる。 ・商品やサービスの種類により0～20%のVATが課される。 ・利益を計上した年から法人所得税の免税措置(2～4年間の免税+数年間の半減)が一定の条件下で与えられる。	・法人所得税の税率は32%。支店利益の国外送金の場合、送金税として15%が加算される。 ・フィリピンにおける商品やその他財産・サービスの販売及びフィリピンへの商品の輸入には10%のVATが課される。	・外国投資企業に課される税金には増値税、消費税、営業税、外国投資企業及び外国企業所得税、資源税、印紙税、屠殺税、都市不動産税、車両船舶使用鑑札税及び契約税、関税及び輸入増値税など。 ・外資系企業に対する基本法人税率33%(国税30%、地方税3%)。

	インドネシア	タイ	ベトナム	フィリピン	中国
外資優遇政策	<ul style="list-style-type: none"> ・輸入税減免措置(最終的な関税率を5%) ・課税優遇措置(投資税減免や損失金繰越期間延長など) ・輸出製造者に対する優遇(原材料に対する輸入税の還付、付加価値税・奢侈品販売税の免除) ・保税地区での奨励措置 	投資優遇政策立案・実施機関:BOI ・BOIは142業種を外資奨励業種として指定している。 ・特別重要産業(農業・農産加工業、技術・人的資源開発事業、公共事業、環境保全関連事業、特別目的産業)に対する優遇措置がある。 ・貿易投資支援事務所、R&D、地域統括本部、技術革新・向上事業に対する優遇措置がある。 ・BOIは全国を3つの投資地区に分け、地区毎に租税上及び租税外の恩典を付与している。	・投資優遇政策立案・実施機関:インセンティブの率半は計画投資省 ・部品メーカーや輸出志向型メーカーなど外資法に規定された奨励分野(80%以上が輸出される国産農産業・林産物及び水産物加工、高品質で高い経済効果のある新品種の生産などが指定されている)。 ・特定分野における輸入関税の免除(固定資産として輸入する機械・設備、国内生産されていない建築資材;BOTプロジェクト実施のための原材料;「特別に投資が奨励されるプロジェクト」または「特に困難な社会・経済的条件を有する地域」における投資に係る生産用原材料;機械・電気・電子機器部品の製造業に関わる製造原材料;輸出品製造目的のために輸入される原材料、スペアパーツ;輸出品製造用の輸入原材料(但し、275日以内に輸出されない場合は課税)	・BOI登録企業は、所得税免除措置(操業から6年間所得税が100%免除)、人件費に対する追加控除あり。 ・ワンストップアクションセンター(OSAC)には、投資サービス・投資支援を行っている様々な政府機関から代表者が配置されており、投資申請の受諾と処理を行っている。	・「外国投資産業指導目録」により、奨励業種を指定。また、西部大開発を推進するため、「中西部地区外国企業投資優位産業目録」を発表し、対象20省市別に奨励業種を指定。 ・法人税率、設備免税、営業税、関税、増値税、技術開発費、中西部地域、銀行借入で優遇措置あり。
制限事項	・大統領令第96号に基づくネガティブリスト(①外資に対して閉鎖されている業種:森林伐採、タクシー・バス運行、国内海運、②外資による株式所有が95%以下で認められている業種:港湾建設・運営、発電・送電・電力供給、海運、鉄道、医療サービス、通信等、③一定の条件下で投資が可能な業種:淡水での養殖、特殊印刷、木材加工等) ・承認期間は、商業生産開始時から30年間。 ・合弁企業の場合、外国出資比率95%まで可。外資100%の場合、操業開始後15年以内にインドネシアの個人または法人に譲渡することが義務付けられている。 公開されない、内規が省に存在し投資承認の判断をしている。	・外国人事業規制法により、特定事業活動(3段階で43業種)に過半数以上の株式投資することを禁止。 ・投資の最低限度額は100万バツに制限されている。 ・農業、牧畜業、水産業及びサービス業などはタイ国籍保有者が登録資本金の51%以上を保有しなければならない。製造業の場合は、外国資本家が株式の過半数またはすべてを所有できる。	・投資が条件付となるのは、①合弁企業または、事業協力契約形態による投資分野(通信ネットの建設・運営、コンサルタント、旅行など)、②一定以上の輸出比率達成が求められる製品(オートバイ、低中圧用電線など)、③国内原材料の開発を伴う必要の有る加工事業(乳製品の生産・加工、木材加工など)、④首相令によって実現される輸入サービス及び国内販売サービスへの投資プロジェクト ・JVにおける外資の割合は、JV当事者の合意により決められるが、外資割合は30%以上でなければならない(政府の承認があれば20%)。	・外国資本の投資が規制・禁止される業種は、2年ごとに改正されるネガティブリストに記載される。ネガティブリストに指定された分野を除くすべての分野で外国人による100%株式所有が許可されている。 ・一般規則として、最低60%を輸出している輸出業者の外国人所有枠には制限がなく、BOIの承認を得ることなく、直接登録できる。原則として、BOIに登録した外国企業は、30年以内に外国人所有率を40%未満に削減し、フィリピン企業となることが求められている。 ・最低払込資本金は\$20万以上。先端技術を扱う企業もしくは従業員50名以上の企業では\$10万。	・国務院「外商投資の方向を指導する規定」(第4条)により、外商投資プロジェクトは、奨励、許可、制限および禁止の4種類に分類される。奨励類、制限類および禁止類の外商投資プロジェクトは、「外商投資産業指導目録」に列挙されている。 ・外資比率は25%以上で上限はない。規制業種には、独資企業を認めるものと、認めないものがある。
投資コスト	・賃金(月):一般工職\$130、中間管理職\$619(ジャカルタ)法定最低賃金上昇率23.8%(2001)、38.7%(2002)、6.8%(2003) ・業務用電気料金:月額基本料:\$3.02/kVA、1kWh当たり:\$0.05(200kVA以上の場合)	・賃金(月):一般工職\$179、中間管理職\$579(バンコク)、名目賃金上昇率0.7%(2001)、▲1.1%(2002)、2.0%(2003) ・業務用電気料金:月額基本料:\$5.46~6.85/kW、KWh当たり:\$0.041~0.043(契約電力により異なる)	・賃金(月):一般工職\$122~135、中間管理職\$770~899(ホーチミン) ・業務用電気料金:月額基本料:なし、kWh当たり:\$0.05~0.06	・賃金(月):一般工職\$119、中間管理職\$598(マニラ)、名目賃金上昇率10.3%(2001)、10.3%(2002)、0%(2003) ・業務用電気料金:月額基本料:\$16.94+6.73/kW、KWh当たり:\$0.10	・賃金(月):一般工職\$109~218、中間管理職\$567~1,574(上海)、名目賃金上昇率:11.4%(2001)、17.5%(2002)、10.0%(2003) ・業務用電気料金:月額基本料:なし、1kwh当たり:\$0.03~0.10(時間帯により異なる)

(出所)

インドネシア投資ガイド(ASEANセンター)、ASEAN諸国投資関連政策・措置要覧(ASEANセンター)、ASEANへの投資(2004年版)(ASEANセンター)、我が国企業の海外進出要因と東アジア経済圏の連携等に関する調査研究(財産業研究所)、JETROウェブサイト、Doing Business in 2006(International Finance Corporation)、ユニコで調整して作表